

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

【大目標】

多様性や卓越性を持った「知」を創出し続ける、世界最高水準の研究力を取り戻す

【現状データ】（参考指標）

- ・ 国際的に注目される研究領域（サイエンスマップ）への参画数、参画割合：283領域、31%（平成27年～令和2年）¹¹⁷
- ・ 特許に引用される論文数：パテントファミリーに引用されている論文数 76,517 本^{118 119}
- ・ 日本の被引用数Top10%補正論文数、総論文数に占める割合：7,302本、7.9%（整数カウント、令和2年～令和4年の3年移動平均）¹²⁰

（1） 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

【あるべき姿とその実現に向けた方向性】

知のフロンティアを開拓する多様で卓越した研究成果を生み出すため、研究者が、一人ひとりに内在する多様性に富む問題意識に基づき、その能力をいかんなく発揮し、課題解決へのあくなき挑戦を続けられる環境の実現を目指す。

このためには、まず優秀な若者が、将来の活躍の展望を描ける状況の下で、「知」の担い手として、博士後期課程に進学するというキャリアパスを充実させる。具体的には、優秀な若手研究者が、時代の要請に応じた「知」のグローバルリーダーとして誇りを持ち、研究に打ち込む時間を十分に確保しながら、自らの人生を賭けるに値する価値を見出し、独立した研究者となるための挑戦に踏み出せるキャリアシステムを再構築する。将来的には、希望する全ての優秀な博士人材が、アカデミア、産業界、行政等の様々な分野において正規の職を得て、リーダーとして活躍する展望が描ける環境を整備する。

この実現に向けては、アカデミアと産業界の双方の努力が求められる。すなわち、産業界は、課題を自ら設定しその解決を達成する、高度な問題解決能力を身に付けた博士人材が、その能力が発揮できる環境があれば、産業界等においても、イノベーションの創出に向け、やりがいを持って活躍できるということを認識することが必要である。同時に、アカデミアは大学院教育改革を推進し、社会に対して、Society 5.0を支えるにふさわしい博士人材を輩出していくことに責任を持ち、社会から信頼を持って迎えられようにする必要がある。その際、博士後期課程学生を安価な研究労働力とみなすような慣習が刷新され、「研究者」としても適切に扱うとともに、次代の社会を牽引する人材として育成する。あわせて、博士課程修了後の社会的活躍が担当教員の社会的な評価となる環境を実現していく。こうした環境の下で、優秀な学生・若者が、博士の道を選択し、アカデミアと産業界双方の人材の厚みと卓越性の向上を図る。

また、研究の卓越性を高めるため、厚みのある基礎研究・学術研究の振興とともに、多様な「知」の活発な交流が必要である。個々の研究者が、腰を据えて研究に取り組む時間が確保され、自らの専門分野に閉じこもることなく、多様な主体と知的交流を図り、刺激を受けることにより、卓越性が高く独創的な研究成果を創出する環境の実現を目指す。

¹¹⁷ 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「サイエンスマップ2020」（令和5年3月）

¹¹⁸ 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」（令和6年8月）

¹¹⁹ 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」（令和6年8月）によれば、パテントファミリーに引用されている論文におけるシェア 5.9%、日本の論文数に占めるパテントファミリーに引用されている論文数の割合 3.2%

¹²⁰ 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」（令和6年8月）

このため、多くの研究者が、海外の異なる研究文化・環境の下で研さん・経験を積めるようにし、研究者としてのキャリアのステップアップと、海外研究者との国際研究ネットワークの構築を図る。あわせて、世界中から意欲ある優秀な研究者を引き付ける魅力的な研究拠点を形成し、トップレベルの研究者をオンラインを含めて迎え入れる。これらのネットワークを活用した国際共同研究を推進することにより、互いに刺激し合い、これまでにない新たな発想が次々と生まれる環境を整備する。

さらに、研究のダイバーシティの確保やジェンダード・イノベーション¹²¹ 創出に向け、指導的立場も含め女性研究者の更なる活躍を進めるとともに、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破することで、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていく。

また、「知」の創出に向けた取組の中核となる基礎研究・学術研究を強力に推進する。その際、研究者への切れ目ない支援を実現するなど、知の創出と活用を最大化するための競争的研究費改革を進める。

また、新しい価値観や社会の在り方を探究・提示することなどを目指す人文・社会科学について、総合的・計画的に振興するとともに、自然科学の知と連携・協働を促進し、分野の垣根を超えた「総合知」の創出を進める。我が国のアカデミアの総体が、分野の壁を乗り越えるとともに、社会の課題に向き合い、グローバルにも切磋琢磨しながら、より卓越した知を創出し続けていく。

【目標】

- ・ 優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境の中、経済的な心配をすることなく、自らの人生を賭けるに値するとして、誇りを持ち博士後期課程に進学し、挑戦に踏み出す。
- ・ 基礎研究・学術研究から多様で卓越した研究成果の創出と蓄積が進むとともに、これを可能とする研究者に対する切れ目ない支援が実現する。
- ・ ダイバーシティが確保された環境の下、個々の研究者が、腰を据えて研究に取り組む時間が確保され、自らの専門分野に閉じこもることなく、多様な主体と活発な知的交流を図り、海外研さん・海外経験の機会も通じて、刺激を受けることにより、創発的な研究が進み、より卓越性の高い研究成果が創出される。
- ・ 人文・社会科学の厚みのある研究が進み、多様な知が創出されるとともに、国内外や地域の抱える複雑化する諸問題の解決に向けて、自然科学の知と融合した「総合知」を創出・活用することが定着する。

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

- ・ 生活費相当額程度を受給する博士後期課程学生：優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加¹²²（修士課程からの進学者数の約 7 割に相当）。また、将来的に、希望する優秀な博士後期課程学生全てが生活費相当額を受給。

¹²¹ 科学や技術に性差の視点を取り込むことによって創出されるイノベーション。

¹²² 上記の数値目標の実現は、博士後期課程学生全体の約 3 割が生活費相当額を受給することに相当。令和 4 年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「博士（後期）課程学生の経済的支援状況に関する調査研究 報告書」（令和 5 年 3 月）によれば、博士後期課程学生の 16.9%（令和 3 年度）。本計画において、博士後期課程学生が受給する生活費相当額は年間 180 万円以上としている。ただし、大学ファンドの運用益の活用やそれに先駆けた博士後期課程学生への支援を強化する取組のほか、競争的研究費等からのリサーチアシスタント（RA）経費の支出などにより、日本学術振興会特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充するとともに、我が国の博士後期課程を世界水準のものとし、優秀な学生を海外からも引き付ける観点から、生活費相当額の見直しや、世界水準の待遇を可能とする仕組みについて検討する。

- ・ 産業界による理工系博士号取得者の採用者数：年当たりの採用者数について、2025 年度までに約 1,000 名増加（2018 年実績値は、理工系博士号取得者 4,570 人中 1,151 人¹²³）。
- ・ 40 歳未満の大学本務教員の数：我が国の研究力強化の観点から、基本計画期間中に 1 割増加¹²⁴し、将来的に、大学本務教員に占める 40 歳未満の教員の割合が 3 割以上になることを目指す。
- ・ 研究大学（卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に世界で卓越した教育研究、社会実装を機能強化の中核とする「重点支援③」の国立大学）における、35～39 歳の大学本務教員数に占めるテニュア教員及びテニュアトラック教員の割合¹²⁵：基本計画期間中に、2019 年における割合の 1 割増以上¹²⁶
- ・ 大学における女性研究者の新規採用割合：2025 年度までに、理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、医学・歯学・薬学系合わせて 30%、人文科学系 45%、社会科学系 30%¹²⁷
- ・ 大学教員のうち、教授等（学長、副学長、教授）に占める女性割合¹²⁸：早期に 20%、2025 年度までに 23%（2020 年度時点、17.7%¹²⁹）
- ・ 大学等教員の職務に占める学内事務等の割合：2025 年度までに半減（2017 年度時点、18%¹³⁰）

【現状データ】（参考指標）

- ・ 総論文数に占める被引用数Top10%補正論文数の割合（再掲）：7.9%（整数カウント、令和 2 年～令和 4 年）¹³¹
- ・ 総論文数及びその国際シェア：92,673本、4.6%（整数カウント、令和 2 年～令和 4 年（3 年平均））¹³²

¹²³ 令和元年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和 2 年 3 月より算出。内閣府調査によれば、理工系博士号取得者 4,599 人中 1,363 人（令和 4 年度）。

¹²⁴ 文部科学省「令和元年度学校教員統計調査」によれば、40 歳未満の大学本務教員の数は 41,072 人、大学本務教員に占める 40 歳未満の教員の割合は 22.1%（令和元年度）。文部科学省「令和 4 年度学校教員統計調査」によれば、40 歳未満の大学本務教員の数は 40,060 人、大学本務教員に占める 40 歳未満の教員の割合は 21.2%（令和 4 年度）。

¹²⁵ 各大学や分野ごとに研究者の置かれた状況や当該割合がそれぞれ異なっていることに留意が必要であり、各大学において、それぞれの状況を踏まえ目標の達成を目指していくことが重要である。特に保健分野は医・歯学系の大学院において医療職の社会人院生などが在学しており、修了年齢が高くなる傾向がある。また、附属病院等に所属する医師や歯科医師などの医療職の教員が含まれており、当該教員は診療業務や病院運営等において、大学部局と病院内を異動したり、連携する病院・診療所等へ派遣されたりするなど流動性が高い。これらのために「任期付き」で運用されているケースが多い点等を考慮する必要がある。

このほか、研究者によっては出産や育児等による研究中断期間があることに配慮し、目標の達成を目指していくことが重要である。

¹²⁶ 文部科学省の調査によれば、重点支援③の国立大学における 35～39 歳の大学本務教員数に占めるテニュア教員及びテニュアトラック教員の割合は 44.8%（令和元年度）。当該割合の 1 割増は、全体としては 49.3%に相当する。文部科学省「令和 5 年度 国立大学等の本務教員数」によれば、45.7%（令和 5 年度）。

¹²⁷ 内閣府「令和 6 年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」によれば、理学系 19.6%、工学系 16.5%、農学系 31.8%、医学・歯学・薬学系合わせて 35.8%、人文科学系 45.3%、社会科学系 30.0%（令和 4 年）。

¹²⁸ 分野別・職階別に目標を設定することについては、各大学や研究科が分野や機関の特性に応じ、戦略的に目標を設定・公開・検証していくことが求められる。

¹²⁹ 文部科学省「令和 2 年度学校基本調査」（令和 2 年 12 月）より算出。文部科学省「令和 6 年度学校基本調査」（令和 6 年 12 月）によれば、19.6%（令和 6 年度）。

¹³⁰ 文部科学省「平成 30 年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（令和元年 6 月）。文部科学省「令和 5 年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（令和 7 年 1 月）によれば、19.7%（令和 4 年度）。

¹³¹ 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」（令和 6 年 8 月）を基に算出。令和 2 年～令和 4 年の総論文数に占める被引用数Top10%補正論文数の割合。

¹³² 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」（令和 6 年 8 月）。

- ・ 国際的に注目される研究領域（サイエンスマップ）への参画数、参画割合（再掲）：283領域、31%（平成27年～令和2年）¹³³
- ・ 人口当たりの博士号取得者数：人口100万人当たり126人（令和3年度）¹³⁴
- ・ 若手研究者（40歳未満の大学本務教員）の数と全体に占める割合：40,060人、21.2%（令和4年度）¹³⁵
- ・ 民間企業を含めた全研究者に占める女性研究者の割合：18.5%（令和5年度）¹³⁶
- ・ 大学本務教員に占める女性研究者の割合：27.8%（令和6年度）¹³⁷
- ・ 博士後期課程在籍者に占める女性の割合（分野別）：理学系21%、工学系20%、農学系38%、医・歯・薬学系合わせて33%、人文科学系53%、社会科学系38%（令和6年度）¹³⁸

① 博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大に関しては、様々な支援を必要とする学生の分析・フォローアップを継続的に進めるとともに、産業界の協力も得ながら、様々な政策資源を総動員して一体的に取り組む。特別研究員（DC）制度の充実、日本学生支援機構奨学金（業績優秀者返還免除）や各大学の大学院生に対する授業料減免による継続的な支援、大学ファンドの運用益の活用やそれに先駆けた博士後期課程学生への支援を強化する取組などを進める。あわせて、競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。 【科技、文、関係府省】	・ 博士後期課程学生の経済状況の把握等に向けた調査の実施を検討。 ・ J S Tにおいて長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ効率的に大学ファンドを運用中。 ・ 令和3年度から抜本的に拡充した博士課程学生支援について、令和6年度に既存施策と合わせて約20,400人規模の生活費相当額の支援を実施。 ・ 「博士人材の民間企業における活躍促進に向けた検討会」を開催し、博士人材の民間企業での活躍を促進するために有効な、大学による支援や企業における取組について、ガイドブックとして取りまとめを実施。また、企業で働く博士人材のロールモデル事例集を策定。 ・ RA経費の支給状況の把握と適正支給への対応を促進。 ・ 博士課程学生支援事業の採択機関における将来的な独自支援の見通し把握と必要に応じた取組を促進。 ・ 優れた研究成果を上げ、更なる進展が期待される者に、特別手当（年額36万円）を付与。	・ 令和7年度に、博士後期課程学生の経済状況の把握等に向けた調査を実施予定。【文】 ・ リスク管理を徹底するなど、J S Tにおいて引き続き適切に大学ファンドを運用。【科技、文】 ・ 基本計画の博士課程学生支援の目標人数を達成しつつ、一部を大学ファンド運用益による支援に着実に移行させる【科技、文】 ・ 検討会で取りまとめたガイドブックと、ロールモデル事例集の周知・普及を行うとともに、博士人材の活躍促進に向けた更なる取組を実施。（再掲）【文、経】 ・ RA経費の支給状況の把握と適正支給への対応を促進。【文】 ・ 採択機関における将来的な独自支援の見通しの把握と必要に応じた更なる取組を促進。【文】 ・ 今後の博士課程学生への支援の在り方について、審議会での議論を踏まえ、令和7年夏頃に中間取りまとめを実施。【文】
○大学が戦略的に確保する優秀な博士後期課程学生に対し、在学中の生活から修了後のポストの獲得まで両方を一体的に支援する、大学フェロシップ創設事業を2021年度に開始し、所属機関を通じた経済的支援を促進する。【文】	・ 令和6年度は「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」で合計約10,800人の博士後期課程学生に対して支援を実施。	・ 令和7年度は「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」等により、基本計画の博士後期課程学生支援の目標人数を達成しつつ、一部を大学ファンドの運用益による支援に着実に移行させる。【文】

¹³³ 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「サイエンスマップ2020」（令和5年3月）

¹³⁴ 文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」（令和6年8月）

¹³⁵ 文部科学省「令和4年度学校教員統計調査」（令和6年3月）より算出。

¹³⁶ 総務省「2024年科学技術研究調査 結果の概要」（令和6年12月）

¹³⁷ 文部科学省「令和6年度学校基本調査」（令和6年12月）より算出。

¹³⁸ 文部科学省「令和6年度学校基本調査」（令和6年12月）より算出。

○博士の学位審査の透明性・公平性を確保するとともに、博士後期課程学生の修了後のポストや社会的活躍の結果等が大学や担当教員評価としても活用されるような方策を「大学支援フォーラム P E A K S¹³⁹」等の場で検討し、指導教員は博士後期課程学生を次世代の研究者等として育成していくことが責務であり、それが自身の評価に還元されるという抜本的な意識改革を促す。【<u>科技</u>、<u>文</u>】	・博士後期課程学生の修了後の社会的活躍の促進等について、大学支援フォーラム P E A K S「産学人材流動WG」にて、企業・大学が取り組む事項（アクション・プラン）を取りまとめ、その実行促進のために「博士人材の活躍に向けた産学官連携プラットフォーム」を設置。	・引き続き「博士人材の活躍に向けた産学官連携プラットフォーム」の活動を通じ、アクション・プランのフォローアップや博士人材活躍のモデルケース創出等を進める。【<u>科技</u>、<u>文</u>】
○産業界と大学が連携して大学院教育を行い、博士後期課程において研究力に裏打ちされた実践力を養成する長期有給インターンシップを2021年度より実施するとともに、産学連携活動への参画を促進し、博士後期課程在学中に産業界での多様な活躍の可能性について模索する機会を増加させる。あわせて、企業と大学による優秀な若手研究者の発掘（マッチング）の仕組みを創設し、博士号取得者の企業での採用等を促進することで、産業界等での博士の活躍のキャリアパスを拡大していく。【<u>文</u>、<u>経</u>】	・ジョブ型研究インターンシップ推進協議会に、108 大学と 66 企業が参加（令和 6 年度時点）。 ・「博士人材の民間企業における活躍促進に向けた検討会」を開催し、博士人材の民間企業での活躍を促進するために有効な、大学による支援や企業における取組について、ガイドブックとして取りまとめを実施。また、企業で働く博士人材のロールモデル事例集を策定。 ・「官民による若手研究者発掘支援事業」で 49 件を新規採択。同制度の中で令和 6 年度より、企業の博士号取得を目指す若手研究者が実施する共同研究への支援を開始。 ・令和 5 年度税制改正及び令和 6 年度改正を踏まえた研究開発税制の内容についてホームページにて公表。 ・「卓越研究員事業」において、優れた若手研究者及び研究機関を支援。	・ジョブ型研究インターンシップへの大学及び企業の参加を促すとともに、参加する学生の増加に向けた取組を推進。（再掲）【<u>文</u>】 ・検討会で取りまとめたガイドブックと、ロールモデル事例集の周知・普及を行うとともに、博士人材の活躍促進に向けた更なる取組を実施。（再掲）【<u>文</u>、<u>経</u>】 ・「官民による若手研究者発掘支援事業」を継続し、若手研究者の研究シーズの社会実装と高度人材の創出、及び共同研究に参加する社員の博士号取得を推進。（再掲）【<u>経</u>】 ・事業者に対して研究開発税制の周知を継続し、一層の民間企業の中長期・革新的な研究開発やオープンイノベーション等を後押しするため、研究開発税制等の改善を検討。【<u>経</u>】 ・若手研究者の活躍促進に向けた施策の充実のため、現行事業の見直しも含め検討。【<u>文</u>】
○博士号取得者の国家公務員や産業界等における国内外の採用、職務、処遇等の状況について、実態やニーズの調査結果と好事例の横展開を2021年度より行うとともに、今後の国家公務員における博士号取得者の専門的知識や研究経験を踏まえた待遇改善について検討を進め、早急に結論を得る。【内閣人事局、人、<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>、全省庁】	・各府省等における博士号取得者及び修士号・専門職学位取得者の採用人数調査を実施し、令和 6 年 11 月に公表。 ・「博士人材の民間企業における活躍促進に向けた検討会」を開催し、博士人材の民間企業での活躍を促進するために有効な、大学による支援や企業における取組について、ガイドブックとして取りまとめを実施。また、企業で働く博士人材のロールモデル事例集を策定。	・各府省等における博士号取得者に係る調査を定期的に継続し、各府省等において職域やキャリアパスの検討を促進。【内閣人事局、人、<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>、関係府省】 ・検討会で取りまとめたガイドブックと、ロールモデル事例集の周知・普及を行うとともに、博士人材の活躍促進に向けた更なる取組を実施。（再掲）【<u>文</u>、<u>経</u>】

¹³⁹ 大学における経営課題や解決策等について議論し、イノベーションの創出につながる好事例の水平展開、規制緩和等の検討、大学経営層の育成を進めることを目的として2019年度に創設された、大学関係者、産業界及び政府によるフォーラム。

② 大学等において若手研究者が活躍できる環境の整備

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○外部資金を活用した若手研究者へのポスト提供、テニュアトラック制の活用促進・基準の明確化を進める。また、シニア研究者に対する年俸制やクロスアポイントメント制度の活用、外部資金による任期付き雇用への転換の促進などを通じて、組織全体で若手研究者のポストの確保と、若手の育成・活躍促進を後押しし、持続可能な研究体制を構築する取組を促進する。このため、2021年度に、これらの取組の優良事例等を盛り込んだ人事給与マネジメント改革ガイドラインの追補版を作成する。また、各大学が自らの戦略に基づき、重点的に強化すべきと考える学問分野の博士後期課程へ、より多くの学生が進学できるような改革が積極的に実施されるよう定員の再配分（定員の振替、教育研究組織の改組）等に取り組むことを促進する。【文】	・国立大学法人等人事給与マネジメント改革を踏まえ、年俸制の導入状況等をまとめた「人事給与改革マネジメント基礎資料」を令和7年3月に公表。 ・国立大学のミッション実現のため、意欲的な組織整備を行いつつ、成果の社会還元を展望するものについて、運営費交付金による重点的な支援を実施。 ・「卓越研究員事業」において、優れた若手研究者が安定かつ自立した研究環境を得て、自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対し支援。	・「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（追補版）」を基に、持続可能な研究体制の構築に資する取組を継続。【文】 ・引き続き国立大学のミッション実現の更なる加速のための教育研究組織の改革を促進するための取組を支援。【文】 ・若手研究者の活躍促進に向けた施策の充実のため、現行事業の見直しも含め検討。【文】
○2021年度より、大学・国立研究開発法人等において競争的研究費や企業の共同研究費から、研究に携わる者の人件費の支出を行うとともに、それによって、確保された財源から、組織のマネジメントにより若手研究者の安定的なポストの創出を行うことを促進する。あわせて、優秀な研究者に世界水準の待遇を実現すべく、外部資金を獲得して給与水準を引き上げる仕組み（混合給与）を2021年度より促進する。【科技、文、関係省庁】	・令和7年度国立大学法人運営費交付金の配分において、外部資金を雇用財源に活用することで、標準を上回る高額給与の支給が可能な給与制度の実施状況を反映。	・引き続き若手研究者の安定的なポストの創出を促進。【科技、文、関係府省】
○URA等のマネジメント人材、エンジニア（大学等におけるあらゆる分野の研究をサポートする技術職員を含む）といった高度な専門職人材等が一体となったチーム型研究体制を構築すべく、これらが魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組を2021年度中に実施する。これにより、博士人材を含めて、専門職人材の流動性、キャリアパスの充実を実現し、あわせて育成・確保を行う。【文】	・研究開発マネジメント人材の育成・確保に向けて、有識者会議を開催し、「科学技術イノベーションの創出に向けた研究開発マネジメント業務・人材に係る課題の整理と今後の在り方」を取りまとめ。研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドラインの策定に向けた議論を継続。 ・コアファシリティ構築支援プログラムにおいて、技術職員の育成や活躍促進に係る先行事例の創出を推進。また、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」のフォローアップ調査を通じて、技術職員の処遇等に関する実態把握を行い、研究設備・機器の共用に関する貢献の可視化を推進。科学技術・学術審議会研究開発基盤部会において、技術職員等の観点も含め、研究設備・機器の共用推進に係る今後	・研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドラインを取りまとめ、普及・展開を実施。あわせて、「研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業」により、我が国全体の研究開発マネジメント人材の量的不足の解消及び質の向上を図るとともに、適切な処遇・キャリアパスの確立を推進。【文】 ・研究支援人材の確保や処遇の改善に関する優良事例についての情報発信を継続。【文】 ・コアファシリティ構築支援プログラムの取組や成果、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」のフォローアップ調査結果等に基づき、先行事例の展開や機関間連携の促進等を通じて、全国の大学等における技術職員の育成や活躍促進を推進。【文】 ・大学等のコアファシリティ化を強化する仕組みの構築や、先端研究設備・機器の整備と共用（利活用）、研究開発と先端研究設備・機器の高度化・開

	の施策の方向性について、令和7年2月に報告書を作成。	発が両輪として進む環境の構築に向けて、必要な施策を推進。【文】
○博士課程修了者の雇用状況、処遇等の追跡調査を基本計画期間中も定期的に行うとともに、各大学においても、博士課程修了者の就職・活躍状況を修了後も継続して把握し、就職状況の詳細をインターネット等で公表する。【科技、 <u>文</u> 】	・博士課程1年次在籍者に対し、経済状況、キャリア意識等の調査を実施。 ・民間企業における博士課程修了者の採用動向等の令和5年度調査結果を令和6年6月に公表。 ・ポストドクターの雇用状況、進路等の令和7年度調査実施内容について検討を開始。 ・博士課程の前段階の修士課程修了予定者に対する調査を実施。 ・博士課程修了者に対し、雇用状況、処遇等の追跡調査を実施。 ・フランス等の博士人材追跡調査分析を中心に日本との比較研究を令和6年3月に公表。	・博士課程1年次在籍者の経済状況、キャリア意識等の調査結果を令和7年に公表。【文】 ・令和6年度調査結果を令和7年6月に公表、令和7年度調査を8月より実施。【文】 ・次回のポストドクターの雇用状況、進路等の調査を令和7年度に実施。【文】 ・修士課程修了予定者に対する調査結果を令和7年度に公表。【文】 ・調査結果を分析し、令和4年度調査結果を令和7年度に公表。【文】 ・若手研究者のキャリアパスも含めた実態の国際比較を実施。【文】

③ 女性研究者の活躍促進

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○学内保育施設の設置、働き方改革の推進、産休期の研究者がいる場合におけるポストクの追加雇用、管理職の業績評価におけるダイバーシティへの配慮に係る項目の設定等、男性・女性研究者双方が育児・介護と研究を両立するための環境整備やサポート制度等の充実を進める。その一環として、2021年度中に、若手研究者向け支援事業の公募要領における年齢制限等において、産前産後休業や育児休業の期間を考慮する旨を明記する ¹⁴⁰ 。また、大学等において若手教員採用の際の年齢制限についても同様の措置を図るなど、産前産後休業や育児休業等を取った研究者への配慮を促進する。【 <u>子</u> 子、 <u>文</u> 、 <u>厚</u> 、 <u>経</u> 、関係府省】	・「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」事業において、女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進する大学等の取組を支援。 ・競争的研究費制度の関係府省申合せに基づき、ライフイベントに配慮する取組、男女共同参画や男女の研究者が共に働きやすい研究環境の整備に関する取組の推進について令和5年度から順次適用しており、実施状況についてフォローアップを実施。	・女性研究者の活躍促進に向けて、女性研究者の教授・准教授等の上位職登用の積極的な支援を始めとした施策の充実を図る。【<u>文</u>】 ・引き続きライフイベントに配慮する取組、男女共同参画や男女の研究者が共に働きやすい研究環境の整備に関する取組の推進について、フォローアップ調査等を通じて進捗状況を確認・周知。【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】
○大学、公的研究機関において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」も活用し、各事業主が、各分野における博士後期課程在籍者数に占める女性割合（理学系20%、工学系19%、農学系36%、医・歯・薬学系合わせて31%、人文科学系53%、社会科学系37%（2020年度））や機関の特性等に応じ、採用割合や指導的立場への登用割合などについて、戦略的な数値目標設定や公表等を行う。【 <u>男女</u> 、 <u>文</u> 、関係府省】	・令和6年に続き、第5次男女共同参画基本計画の計画実行・監視専門調査会において、重要な事項については審議を実施。 ・第5次男女共同参画基本計画の「基本的な視点及び取り組むべき事項」に基づき、男女共同参画推進の観点から特に重要と考えられるものについてヒアリングを実施。	・引き続き男女共同参画会議において、重要な事項を審議。【<u>男女</u>】 ・第6次男女共同参画基本計画の策定に向けて具体的な取組を検討。【<u>男女</u>】 ・各事業主が、各分野における博士後期課程在籍者数に占める女性割合や機関の特性等に応じ、採用割合、指導的立場への登用割合等について、戦略的な数値目標設定や公表等を行うよう働きかけを検討。【<u>男女</u>、<u>文</u>、関係府省】
○国立大学における、女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等を学長のマネジメント実績として評価し、運営費交	・国立大学での女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等を評価し、運営費交付金において重点的に支援を実施。	・女性研究者等多様な人材による教員組織の構築の取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等も含め、各国立大学のミッション実現・加速化に向けた取組を支援。【<u>文</u>】

¹⁴⁰ 例えば、創発的研究支援事業では、応募要件を原則、博士号取得後から15年以内としつつ、出産・育児により研究専念できない期間があった者については、博士号取得後20年以内としている。

付金の配分に反映する。また、私立大学等経常費補助金において、女性研究者をはじめ子育て世代の研究者を支援することとしており、柔軟な勤務体制の構築等、女性研究者への支援を行う私立大学等の取組を支援する。【文】	・私立大学等経常費補助金において、女性研究者をはじめ子育て世代の研究者のための環境整備を促進するため、保育支援体制の整備やライフサイクルに対応した研究環境の整備を進める大学を支援。	・引き続き私立大学等経常費補助金において、女性研究者をはじめ子育て世代の研究者のための環境整備を促進するため、保育支援体制の整備やライフサイクルに対応した研究環境の整備を進める大学を支援。【文】
○中高生、保護者、教員等に対し理工系の魅力を伝える活動や、理工系を中心とした修士課程・博士課程学生の女性割合を増加させるための活動において、女性研究者のキャリアパスやロールモデルの提示を推進する。女性の理工系への進学を促進するため、2021年度以降、更なる拡充を図る。【男女、文】	・女子中高生の理工系進学を促進するとともに「特別研究員RPD」事業において、出産・育児による研究中断後の円滑に現場復帰、能力向上を支援。 ・令和6年7月、オンラインシンポジウム「進路で人生どう変わる？理系で広がる私の未来2024」を実施。 ・STEM Girls Ambassadorsの講演派遣を16箇所にて実施。 ・人口5万人未満の地域5箇所へ、ロールモデルを派遣して出前授業を実施。 ・文部科学省HP（校長・教職員 学習情報ポータル）へ啓発資料・動画・理工系分野への進路選択の促進に向けたロールモデル集を掲載、内閣府「理工チャレンジ」HPや内閣府男女共同参画局SNS等を用いて、普及に向けた情報発信を実施。 ・「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」に基づき、理数系の学びに関するジェンダーギャップの解消に向けて、大学との連携の下、女性が理系を選択しない要因調査を実施。 ・研究者や研究機関が子供たちに対して、研究活動の成果をアウトリーチする活動の際にインセンティブ付与していく取組を令和5年度より適用、実施状況のフォローアップを実施。	・女子中高生の理系分野の進路選択促進や、研究者がライフイベントと研究を両立できる環境の整備、海外への家族帯同支援の充実を図る。【文】 ・オンラインシンポジウム、ロールモデルによる出前授業等、より多層的に活動を実施。【男女、科技、文、経】 ・STEM Girls Ambassadorsの講演派遣を実施。【男女】 ・人口5万人未満の地域へロールモデルを派遣して出前授業を実施。【男女】 ・文部科学省のHP（校長・教職員 学習情報ポータル）や、内閣府「理工チャレンジ」HP、内閣府男女共同参画局SNS等を活用して、啓発資料や啓発動画等の更なる普及に努める。【男女、文】 ・理数系の学びに関するジェンダーギャップの解消に向けて、大学との連携の下、女性が理系を選択しない要因調査結果の分析を進めるとともに、令和8年度に向けた調査項目の制度設計を推進。【男女、科技、文、経】 ・引き続き競争的研究費を獲得した研究者や研究機関が研究成果を子供たちにアウトリーチする活動の際にインセンティブ付与していく取組を促進するため、フォローアップ調査等を通じた進捗状況の確認等周知に取り組む。【科技、文、関係府省】

④ 基礎研究・学術研究の振興

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○学術研究による多様な知の創出・拡大に向け、基盤的経費をはじめとした機関の裁量で利用できる財源の確保・充実を図るとともに、研究者のキャリアに応じた独創的、挑戦的な研究課題を支援する科学研究費助成事業（科研費）について、若手研究者支援、新興・融合研究や国際化の一層の推進、審査区分の見直しなど制度改善を不断に進めつつ、新規採択率30%を目指し、確保・充実を図る。【文】	・国立大学法人運営費交付金について、令和7年度予算で1兆784億円を計上。 ・私立大学等経常費補助金を令和6年度予算で2,978億円を計上。 ・「基盤研究(A)～(C)」に「研究課題の国際性」の評定要素を導入し、国際性の評価が高い採択課題への重点配分や、国際性の高い研究に取り組む若手研究者の研究機会を拡大する「国際・若手支援強化枠」を創設。	・引き続き特色を生かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。【文】 ・既存の学問体系に捉われない研究テーマを後押しするため、支援の在り方の見直しを検討。
○戦略的創造研究推進事業¹⁴¹については、2021年度以降、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進するとともに、人文・社会科	・戦略的創造研究推進事業において、人文・社会科学分野を含めた新興・融合領域の開拓につながる戦略目標、研究領域の下で研究を推進するとともに、	・引き続き戦略的創造研究推進事業において、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進し、新興・融合領域の開拓につながる戦略目

¹⁴¹ 国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制（ネットワーク型研究所）を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進する事業。

学を含めた幅広い分野の研究者の結集と融合により、ポストコロナ時代を見据えた基礎研究を推進する。また、新興・融合領域への挑戦、海外挑戦の促進、国際共同研究の強化へ向け充実・改善を行う。【文】	令和7年度に新規公募を行う新たな目標としても、新興・融合研究を推進する戦略目標を設定。 ・戦略的創造研究推進事業における令和7年度戦略目標の策定において、精緻なエビデンスベースの分析を活用し、有識者の意見も取り入れ、策定プロセスを改善。	標、研究領域を設定し、幅広い分野の融合に資する基礎研究を推進。【文】 ・引き続き優れた成果につながる基礎研究を推進すべく、最先端の研究開発の潮流やその変遷を含む国内外の動向等に係るエビデンスの分析を踏まえ、異分野融合や新領域創出を促す分野横断的な戦略目標を設定。【文】
○若手研究者を中心とした、独立前後の研究者に対し、自らの野心的な構想に思い切って専念できる環境を長期的に提供することで、短期的な成果主義から脱却し、破壊的イノベーションをもたらし得る成果の創出を目指す創発的研究支援事業を着実に推進するとともに、定常化も見据えた事業の充実を図る。【文】	・令和6年8月に創発的研究支援事業の第5回の公募を開始。研究機関の研究者支援の実施状況に応じた研究環境改善支援について、研究環境改善の好事例を審議会で紹介。	・引き続き創発的研究支援事業の定常化等により、若手研究者が自由に挑戦的・融合的な多様な研究に安定的に取り組める環境整備を推進。創発的研究支援事業で得られた知見に基づき、研究時間の確保や研究チームの立ち上げ等を研究組織が支援する仕組みの構築を検討。【文】
○大規模プロジェクトや競争的研究費の評価に際し、研究において、当初想定されていなかった成果やスピノアウトを創出していることや、挑戦的な取組を継続していること等をより積極的に評価する。その際、多様な視点を入れる観点から、過度な負担にならない範囲で若手研究者が審査に参画する仕組みも導入する。【文】	・未来社会創造事業において、ステージゲート評価を導入しつつ、研究開発を推進。	・未来社会創造事業において、ステージゲート評価等を継続し、効果的に挑戦的な取組を推進。【文】
○世界の学術フロンティアを先導する大型プロジェクトや先端的な大型施設・設備等の整備・活用を推進する。【文】	・「大規模学術フロンティア促進事業」等の各事業の評価・進捗管理を実施。 ・我が国初の第4世代放射光施設である3GeV高輝度放射光施設Nanoterasuが令和6年4月に運用開始され、令和7年3月に「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に基づく共用を開始。また、成果を最大化するため、ユーザーニーズに沿った共用ビームラインの増設に着手。 ・SPRING-8/SACLA・J-PARCについて、令和5年度補正予算及び令和6年度補正予算により、老朽化対策のための装置等の更新に着手。 ・SPRING-8/SACLAについて、一部解析手法を対象として大量データをデータセンターに自動転送する仕組みの共用が始まり、新規物質合成の成果創出に貢献。 ・J-PARCについて、検出器等の高度化、大容量ストレージの整備及びリアルタイムデータ処理技術の構築を行い、テスト運用を実施。 ・J-PARCにおいて、電磁石電源のデータを自動収集・解析する仕組みを電磁石電源の更新の際に導入し、データ取得を開始。	・評価・進捗管理とともに、世界の学術フロンティアを先導する大型プロジェクトを戦略的・計画的に推進。【文】 ・「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に基づき、運用や利用促進を着実に実施するとともに、成果を検証した上で、ユーザーニーズに沿った共用ビームラインの増設、計測の自動化、高度データ処理に向けたDX等の利用環境整備を検討するなど必要な対応を行う。【文】 ・SPRING-8/SACLA・J-PARC等の量子ビーム施設について、安全かつ安定した施設運営や計画的な老朽化対策を実施。【文】 ・SPRING-8/SACLAについて、データセンターの利用者への提供を継続するとともに、その利便性向上に向けた検討を推進。【文】 ・J-PARCのDX施策に関して、高度化された検出器、大容量ストレージの本格運用を開始、リアルタイムデータ処理技術の構築を行い、ユーザー利用への展開を図る。【文】 ・J-PARCにおいて、データ収集用の仕組みを導入した電磁石電源等で収集したデータの解析を進める。【文】

	・ J - P A R C について、共用ビームラインの増設や次世代機に向けた要素開発等、将来計画の実現に向けた取組を具体的に進める必要性が科学技術・学術審議会大強度陽子加速器施設評価作業部会にて指摘。 ・ S P r i n g - 8 - I I に向けたプロトタイプ製作、技術実証等を行うとともに、高解像かつ大量のデータの取得を可能とする、S P r i n g - 8 - I I の整備に着手。 ・ 量子ビーム施設の横断的な窓口機能の必要性や研究の国際化・オープン化に伴い必要な仕組みについて議論。 ・ 将来の高性能加速器開発に資する要素技術開発を継続。 ・ 文部科学省が、内閣府と合同で、将来の高性能加速器に関する情報共有を目的とする連絡会を継続。	・ J - P A R C について、共用ビームラインの増設や利用環境整備を始めとした既存施設の機能強化等の将来計画を見据え、産学官の研究開発を加速。【文】 ・ 令和 11 年度の共用開始に向けて、S P r i n g - 8 - I I の整備を推進。【文】 ・ 放射光、中性子施設といった量子ビーム施設の一元的な窓口を設置するなど、産学の利用者ニーズに応えるとともに、国際化を踏まえた必要な体制整備を行うことで先端的な大型施設の活用を推進。【文】 ・ 文部科学省が、内閣府との連絡会を開催し情報共有を継続。 ・ 将来の高性能加速器開発に資する要素技術開発を着実に推進。【文】
○大学の研究ポテンシャルを最大限活用し、効果的・効率的に共同利用・共同研究を推進する共同利用・共同研究拠点について、ネットワーク化を促進するための制度改正 ¹⁴² を踏まえ、国立大学は、2022 年度より始まる第 4 期中期目標期間において、学術の発展や研究の多様化に応じた柔軟な組織編成を通じ、異分野融合や新分野の創成、社会課題の解決等に資する活動を推進する。【文】	・ 令和 5 年度に創設した「学際領域展開ハブ形成プログラム」について、10 件の取組を採択し、組織・分野の枠を超えた新たな学際研究領域のネットワーク形成を促進。 ・ 国立大学の共同利用・共同研究拠点や国際共同利用・共同研究拠点について、令和 6 年度に、第 4 期中期目標期間における中間評価を実施するとともに、令和 7 年度からの新規認定に係る審議を行い、新規の国際共同利用・共同研究拠点を 2 拠点認定し、新分野創成を促進。	・ 令和 7 年度も新規採択を行い、新たな学際研究領域のネットワーク形成の取組を推進。【文】 ・ 国立大学の共同利用・共同研究拠点については、異分野融合や新分野の創成等に資する活動を推進するため、第 4 期中期目標期間における期末評価の実施方法や共同利用・共同研究拠点制度の在り方等、今後の機能強化を検討。【文】
○個々の大学等では運用が困難な大規模施設・設備、データや貴重資料等を全国の研究者に提供し、我が国の大学の教育研究を支える大学共同利用機関法人 ¹⁴³ については、各大学共同利用機関の教育研究活動の検証の結果を踏まえ、2022 年度から始まる第 4 期中期目標期間に向けて、当該中期目標の設定や組織の見直し等に反映することにより機能の強化を図る。【文】	・ 各法人の枠を超えた研究力の向上及び共同利用・共同研究活動の充実等に向けた取組を推進するとともに、「学際領域展開ハブ形成プログラム」について 10 件を採択し、組織・分野の枠を超えた新たな学際研究領域のネットワーク形成を促進。 ・ 大学共同利用機関法人及び総合研究大学院大学が共同運営する「大学共同利用研究教育アライアンス」において、法人の枠組みを超えた研究力の強化及び人材育成の充実等を推進。	・ 各法人の研究力の向上及び共同利用・共同研究活動の充実等に向けた取組を推進するとともに、「学際領域展開ハブ形成プログラム」について、令和 7 年度も新規採択を行い、新たな学際研究領域のネットワーク形成の取組を推進。大学共同利用機関等のハブ機能を強化するシステム改革の促進方針を検討【文】 ・ 「大学共同利用研究教育アライアンス」における、法人の枠組みを超えた研究力の強化及び人材育成の充実等を推進。【文】
○我が国の研究力を多角的に分析・評価するため、researchmap ¹⁴⁴ 等を活用し	・ 従来の論文数や被引用度等に加え、研究力を多角的に分析・評価するための	・ 新たに検討・開発した指標群について試行的な収集・分析を進め、今後は第

¹⁴² 令和 2 年 12 月 23 日付けで「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程」（平成 27 年 7 月 31 日文部科学省告示第百三十三号）を一部改正。

¹⁴³ 人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構の 4 法人。

¹⁴⁴ J S T が運営する日本の研究者総覧データベース。研究者が自身の経歴や研究業績等の情報を登録することで、研究者の情報発信、コミュニケーション促進や、研究情報の一元管理、事務負担の軽減に資する。システムの研究開発を国立情報学研究所が実施。

つつ効率的に研究者に関する多様な情報を把握・解析する。さらに、海外動向も踏まえ、従来の論文数や被引用度といったものに加えて、イノベーションの創出、新領域開拓、多様性への貢献等、新たな指標の開発を2022年中に行い、その高度化と継続的なモニタリングを実施する。【科技、文、経】	指標について、「科学研究」・「研究環境」・「イノベーション創造」の3種類の新たな指標群を基に、モニタリングを実施。	7期科学技術・イノベーション基本計画への反映を検討。【科技、文、経】
---	---	------------------------------------

⑤ 国際共同研究・国際頭脳循環の推進

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○米国、EU等の高い科学技術水準の先進国との間で、国際共同研究を行うとともに、インド、ケニア等の新興国及び途上国とのSDGsを軸とした科学技術協力を進め、中長期的な視野を含めて、科学技術の発展、人材育成、地球規模課題解決等に貢献する。【科技、文、関係府省】	・ASPIREにおいて、分野・対象国等を設定の上、単独公募及び米国、英国、ドイツ等との共同公募を順次実施。先端分野での科学技術先進国との国際共同研究、これを通じた交流・ネットワークングを支援。 ・SATREPSにより「STI for SDGs」を着実に推進。 ・SATREPSにおいて戦略地域であるアフリカ、中央アジア、太平洋島嶼国等との連携強化に資するため、ワークショップ等を開催し、効果的な取組等を議論。 ・SICORPにおいて、二国間共同研究や、e-ASIA共同研究プログラム、AJ-CORE、EIG CONCERT-Japan等の多国間の枠組みにおける既存課題の支援及び新規課題の公募を実施。 ・NEXUSにおいて、ASEAN諸国と協力して、相手国のニーズ等を踏まえつつ、共通重点領域での国際共同研究を実施するとともに、若手人材交流・育成を実施。既存の研究拠点の活用・機能強化を含め、NEXUSでの協力促進や日ASEAN間のネットワーク強化を目的としたプログラム拠点の設置に向けた準備を実施。	・ASPIREの中間評価を実施し、分野・対象国等を含めて必要な検討を行い、研究セキュリティを確保し、先端分野での国際共同研究を実施。これを通じたトップサークルへの参入・ネットワーク構築を一層戦略的・機動的に推進。(再掲)【文、科技】 ・SATREPSにおいて、研究成果の社会実装を一層進めるための方策や、企業とのマッチング強化するための方策を検討するとともに、若手研究者の参画強化のための方策を検討。地球規模課題解決に向けた発展途上国との国際共同研究を着実に推進。(再掲)【文】 ・SICORPにおいて、国際情勢を踏まえた政策上重要である新興国や多国間との共同研究を引き続き推進。(再掲)【文】 ・NEXUSにおいて、プログラム拠点の設置・整備を進めるとともに、ASEAN地域全体と我が国に成果が益するような国際共同研究の実施及び優秀な若手人材交流・育成を戦略的に推進。(再掲)【文】
○我が国の学生や若手研究者等の海外研さん・海外経験の機会の拡充、諸外国からの優秀な研究者の招へい、外国人研究者等の雇用促進に向けて、そのための支援策と環境整備（ポストの国際公募・採用方法の国際化、国際水準の給与・待遇の措置、家族も含めた生活支援、国際的な事務体制の整備、国際的な研究拠点形成等）を含む科学技術の国際展開に関する戦略を2021年度までに策定し、順次施策に取り組む。また、国際頭脳循環に関する実態把握と課題の分析に基づく数値目標を2022年度までに検討する。【科技、文】	・ASPIREにおいて、分野・対象国等を設定の上、単独公募及び米国、英国、ドイツ等との共同公募を順次実施。先端分野での科学技術先進国との国際共同研究、これを通じた交流。ネットワークングを支援。 ・SICORPにおいて、二国間共同研究や、e-ASIA共同研究プログラム、AJ-CORE、EIG CONCERT-Japan等の多国間の枠組みにおける既存課題の支援及び新規課題の公募を実施。 ・SATREPSにより「STI for SDGs」を着実に推進。 ・SATREPSにおいて戦略地域であるアフリカ、中央アジア、太平洋島嶼	・ASPIREの中間評価を実施し、分野・対象国等を含めて必要な検討を行い、研究セキュリティを確保し、先端分野での国際共同研究を実施。これを通じたトップサークルへの参入・ネットワーク構築を一層戦略的・機動的に推進。(再掲)【文、科技】 ・SICORPにおいて、国際情勢を踏まえた政策上重要である新興国や多国間との共同研究を引き続き推進。(再掲)【文】 ・SATREPSにおいて、研究成果の社会実装を引き続き進めるための方策や、企業とのマッチング強化するための方策を検討するとともに、若手研

	国等との連携強化に資するため、ワークショップ等を開催し、効果的な取組等を議論。 ・NEXUSにおいて、ASEAN諸国と協力して、相手国のニーズ等を踏まえつつ、共通重点領域での国際共同研究を実施するとともに、若手人材交流・育成を実施。既存の研究拠点の活用・機能強化を含め、NEXUSでの協力促進や日ASEAN間のネットワーク強化を目的としたプログラム拠点の設置に向けた準備を実施。 ・研究力が急成長するインドとの連携を強化するために、日印の大学間での先端分野での共同研究で来日する若手研究者・大学院生等を支援する予算を確保。 ・科学技術・イノベーション分野での海外の青少年招へいによる我が国との交流・関係深化を平成26年より継続・推進し、累計約4.3万人(89か国・地域)を招へい。 ・国際頭脳循環に関する実態把握と課題の分析に基づく数値目標のための調査やヒアリングを実施。 ・アジア・太平洋総合研究センターにおいて、日韓AIワークショップ及びASEANとのバイオものづくりに関するワークショップ等、アジア・太平洋地域の相互理解促進や科学技術協力加速のための基盤整備として、調査研究、情報発信、交流推進活動を実施。	研究者の参画強化のための方策を検討 地球規模課題解決に向けた発展途上国との国際共同研究を着実に推進。 (再掲)【文】 ・NEXUSにおいて、プログラム拠点の設置・整備を進めるとともに、ASEAN地域全体と我が国に成果が益するような国際共同研究の実施及び優秀な若手人材交流・育成を戦略的に推進。(再掲)【文】 ・インドとの先端分野での国際共同研究を通じた研究人材交流を効率的に推進。(再掲)【文】 ・科学技術・イノベーション分野での海外の青少年招へいによる我が国との交流・関係深化を継続・推進。(再掲)【文】 ・引き続き国際頭脳循環に関する実態把握と課題の分析に基づく数値目標を検討。【文】 ・引き続きアジア・太平洋地域における科学技術分野の連携・協力の拡大・深化に資する基盤を整備。(再掲)【文】
○海外の研究資金配分機関等との連携を通じた国際共同研究や、魅力ある研究拠点の形成、学生・研究者等の国際交流、世界水準の待遇や研究環境の実現、大学、研究機関、研究資金配分機関等の国際化を戦略的に進め、我が国が中核に位置付けられる国際研究ネットワークを構築し、世界の優秀な人材を引き付ける。(再掲)【健康医療、科技、総、<u>文</u>、厚、農、経】	・NEXUSにおいて、ASEAN諸国と協力して、相手国のニーズ等を踏まえつつ、共通重点領域での国際共同研究を実施するとともに、若手人材交流・育成を実施。既存の研究拠点の活用・機能強化を含め、NEXUSでの協力促進や日ASEAN間のネットワーク強化を目的としたプログラム拠点の設置に向けた準備を実施。 ・ASPIREにおいて、分野・対象国等を設定の上、単独公募及び米国、英国、ドイツ等との共同公募を順次実施。先端分野での科学技術先進国との国際共同研究、これを通じた交流・ネットワークキングを支援。 ・研究力が急成長するインドとの連携を強化するために、日印の大学間での先端分野での共同研究で来日する若手研究者・大学院生等を支援する予算を確保。 ・科学技術・イノベーション分野での海外の青少年招へいによる我が国との交流・関係深化を平成26年より継続・推進し、事業開始からの累計で約4.3万人(89か国・地域)を招へい。	・NEXUSにおいて、プログラム拠点の設置・整備を進めるとともに、ASEAN地域全体と我が国に成果が益するような国際共同研究の実施及び優秀な若手人材交流・育成を戦略的に推進。(再掲)【文】 ・ASPIREの中間評価を実施し、分野・対象国等を含めて必要な検討を行い、研究セキュリティを確保し、先端分野での国際共同研究を実施。これを通じたトップサークルへの参入・ネットワーク構築を一層戦略的・機動的に推進。(再掲)【<u>文</u>、科技】 ・インドとの先端分野での国際共同研究を通じた研究人材交流を効率的に推進。(再掲)【文】 ・科学技術・イノベーション分野での海外の青少年招へいによる我が国との交流・関係深化を継続・推進。(再掲)【文】

	・アジア・太平洋総合研究センターにおいて、日韓A Iワークショップ及びA S E A Nとのバイオものづくりに関するワークショップ等、アジア・太平洋地域の相互理解促進や科学技術協力加速のための基盤整備として、調査研究、情報発信、交流推進活動を実施。 ・科学研究費助成事業（科研費）において、「基盤研究(A)～(C)」に「研究課題の国際性」の評定要素を導入し、国際性の評価が高い採択課題への重点配分や、国際性の高い研究に取り組む若手研究者の研究機会を拡大する「国際・若手支援強化枠」を創設。 ・戦略的創造研究推進事業において、令和6年度にA N Rとの国際共同公募を実施。 ・W P Iにおいて、ノウハウの横展開や世界水準の待遇・研究環境等の実現により、世界の優秀な人材を惹きつける国際頭脳循環のハブ拠点形成を推進。 ・外国人留学生と日本人学生が共に学ぶ環境を実現するため、大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業を開始。 ・大学の国際化促進フォーラム等も活用し、大学の国際化を推進。 ・研究資金配分機関において、審査プロセス等における海外研究者の参画や海外ネットワークによる情報収集・共有等、運営の国際化の取組を実施。 ・J S Tにおいては、S T Sフォーラム年次総会のサイドイベントとして世界各国、地域の研究資金配分機関の長による会合（F A P M）を主催し、共通する運営課題等を議論。 ・J S P Sにおいては、科研費の「国際先導研究」について、海外レビュー等による審査を実施。 ・E U諸国等との事業に9件を採択、修士課程の理系分野を主な対象として、留学モビリティ支援を実施。 ・国際連携教育課程制度の改正内容及び制度普及の周知活動を実施。 ・「教育未来創造会議第二次提言」で掲げた目標の達成に向けて、我が国の学生の海外派遣の拡大、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ及び留学生交流の基盤となる大学の国際化を一体的に推進。	・引き続きアジア・太平洋地域における科学技術分野の連携・協力の拡大・深化に資する基盤を整備。（再掲）【文】 ・科研費における国際性・若手研究者支援の強化を図るため、若手研究者向けの研究種目における国際性の向上等について検討。（再掲）【文】 ・引き続き戦略的創造研究推進事業等の公募型研究事業において、共同公募等の国際共同研究の導入を推進。（再掲）【文】 ・W P Iにおいて、国際頭脳循環のハブとなる拠点形成の計画的・継続的な推進やブランド力の強化等により、国内外から若手研究者やトップレベル研究者等呼び込むことができる魅力ある研究拠点と国際研究ネットワークを構築。（再掲）【文】 ・大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業に採択された大学への継続的な支援により、多文化共修環境の整備を促進。（再掲）【文】 ・スーパーグローバル大学創成支援事業の検証結果も踏まえつつ、更なる大学の国際化を推進。（再掲）【文】 ・研究インテグリティの確保等にも留意しつつ、研究資金配分機関の運営の国際化を推進。（再掲）【科技、文】 ・学術研究の国際性を一層高めるため、J S P Sにおいて海外のF A との連携を強化。（再掲）【文】 ・重点的にモビリティを拡大すべき国・地域を中心に、大学間連携を促進し、質を伴った留学生交流を支援。（再掲）【文】 ・「教育未来創造会議第二次提言」で掲げた目標達成に向けて、国際連携教育課程制度の更なる推進のため、制度等の不断の改善や好事例の横展開につながる取組を行う。（再掲）【文】 ・留学モビリティの拡大のため、初等中等教育段階からの国際交流の促進、奨学金の充実、諸外国の留学情報の収集・分析に基づく優秀な外国人留学生の戦略的なリクルーティング、国内定着の促進に係る取組を実施。くわえ
--	---	---

	・RD20 について、タスクフォース等の通年活動を継続。令和 6 年 12 月に第 6 回 RD20 国際会議を開催。 ・「エネルギー・環境分野の中長期的課題解決に資する新技術先導研究プログラム」において、国際連携テーマを実施。 ・国際標準化活動を研究開発の初期段階から推進するため、米国及びドイツと国際共同研究を実施。	て、国際共修のための体制構築や大学間交流の強化等、大学が継続的にグローバル人材育成に取り組む環境を整備。(再掲)【文】 ・RD20 のタスクフォース等の通年活動を継続するとともに、年次会合である RD20 国際会議を開催。(再掲)【経】 ・同プログラムにおいて、国際連携テーマを継続。(再掲)【経】 ・革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業において、令和 7 年中に、戦略的パートナー国である EU 及びドイツとの新規国際共同研究を順次開始。(再掲)【総】
--	--	---

⑥ 研究時間の確保

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○URA 等のマネジメント人材、エンジニア (大学等におけるあらゆる分野の研究をサポートする技術職員を含む) といった高度な専門職人材等が一体となったチーム型研究体制を構築すべく、これらが魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組を 2021 年度中に実施する。これにより、博士人材を含めて、専門職人材の流動性、キャリアパスの充実を実現し、あわせて育成・確保を行う。(再掲)【文】	・研究開発マネジメント人材の育成・確保に向けて、有識者会議を開催し、「科学技術イノベーションの創出に向けた研究開発マネジメント業務・人材に係る課題の整理と今後の在り方」を取りまとめ。研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドラインの策定に向けた議論を継続。 ・研究支援人材の確保や処遇の改善に関する優良事例を公表。 ・「コアファシリティ構築支援プログラム」において、技術職員の育成や活躍促進に係る先行事例の創出を推進。 ・科学技術・学術審議会研究開発基盤部会において、技術職員等の観点も含め研究設備・機器の共用推進に係る今後の施策の方向性について、令和 7 年 2 月に報告書を作成。また、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」のフォローアップ調査を通じて、技術職員の処遇等に関する実態把握を行い、研究設備・機器の共用に関する貢献の可視化を推進。 ・令和 6 年 8 月に創発的研究支援事業の第 5 回の公募を開始。研究機関の研究者支援の実施状況に応じた研究環境改善支援について、研究環境改善の好事例を審議会で紹介。	・研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドラインを取りまとめ、普及・展開を実施。あわせて、「研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業」により、我が国全体の研究開発マネジメント人材の量的不足の解消及び質の向上を図るとともに、適切な処遇・キャリアパスの確立を推進。【文】 ・研究支援人材の確保や処遇の改善に関する優良事例についての情報発信を実施。引き続き URA 等のキャリアパスの充実と育成・確保を促進。【文】 ・「コアファシリティ構築支援プログラム」の取組や成果、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」のフォローアップ調査の結果等に基づき、先行事例の展開や機関間連携の促進等を通じて、全国の大学等における技術職員の育成や活躍を促進。【文】 ・大学等のコアファシリティ化を強化する仕組みの構築や、先端研究設備・機器の整備と共用 (利活用)、研究開発と先端研究設備・機器の高度化・開発が両輪として進む環境の構築に向けて、必要な施策を推進。【文】 ・引き続き創発的研究支援事業の定常化等により、若手研究者が自由で挑戦的・融合的な多様な研究に安定的に取り組める環境整備を推進。創発的研究支援事業で得られた知見に基づき、研究時間の確保や研究チームの立ち上げ等を研究組織が支援する仕組みの構築を検討。(再掲)【文】

○大学のスマートラボトリ化や、研究時間の確保に資する民間事業者のサービスの普及、大学運営業務の効率化に関する好事例の横展開、国立大学における事務処理の簡素化、デジタル化等を2021年度より促進する。【文】	・研究時間の確保や研究環境の向上に資する民間事業者のサービスについて、認定制度を通してその普及を促進すべく、利活用促進のための周知活動を実施。また、令和6年度は公募及び認定を実施。	・研究時間の確保や研究環境の向上に資する民間事業者のサービスについて、認定制度を通してその普及を促進するため、令和7年度に公募を継続。【文】
○競争的研究費について、現場の意見を踏まえつつ、各種事務手続に係るルールの一歩化、簡素化・デジタル化・迅速化を図り、2021年度から実施する。【科技、文、関係府省】	・「研究時間の質・量の向上に関するガイドライン」(令和5年)を受けて、令和6年度は各研究機関で実施された取組の好事例を展開。	・「研究時間の質・量の向上に関するガイドライン」(令和5年)及びアンケート結果の取りまとめに基づいて、引き続き研究に専念できる時間の確保に向けた取組を検討。【科技、文、関係府省】

⑦ 人文・社会科学の振興と総合知の創出

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○人文・社会科学分野の学術研究を支える大学の枠を超えた共同利用・共同研究体制の強化・充実を図るとともに、科研費等による内在的動機に基づく人文・社会科学研究の推進により、多層的・多角的な知の蓄積を図る。【文】	・各法人の枠を超えた研究力の向上及び共同利用・共同研究活動の充実等に向けた取組を推進するとともに、「学際領域展開ハブ形成プログラム」について10件を採択し、組織・分野の枠を超えた新たな学際研究領域のネットワーク形成を促進。 ・大学共同利用機関法人及び総合研究大学院大学が共同運営する「大学共同利用研究教育アライアンス」において、法人の枠組みを超えた研究力の強化及び人材育成の充実等を推進。 ・令和7年度予算において、全ての分野で基礎から応用までのあらゆる「学術研究」を格段に発展させるための予算を計上(2,379億円(対前年度2億円増))。	・各法人の研究力の向上及び共同利用・共同研究活動の充実等に向けた取組を推進するとともに、「学際領域展開ハブ形成プログラム」について、令和7年度も新規採択を行い、新たな学際研究領域のネットワーク形成の取組を推進。【文】 ・「大学共同利用研究教育アライアンス」における、法人の枠組みを超えた研究力の強化及び人材育成の充実等を推進。(再掲)【文】 ・科研費においては、人文・社会科学を含む全ての分野における「学術研究」の助成を継続。【文】
○未来社会が直面するであろう諸問題に関し、人文・社会科学系研究者が中心となって研究課題に取り組む研究支援の仕組みを2021年度中に創設し推進する。その際、若手研究者の活躍が促進されるような措置をあわせて検討する。【文】	・日本学術振興会が実施する「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」において、「学術知共創プログラム」を実施し、人文学・社会科学の振興及び総合知の創出に貢献。公募要領における審査の観点として、研究実施体制に係る年齢等の多様性、世代間の協働等への配慮を記載。	・「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」において、引き続き「学術知共創プログラム」を推進。【文】
○人文・社会科学の研究データの共有・利活用を促進するデータプラットフォームについて、2022年度までに我が国における人文・社会科学分野の研究データを一元的に検索できるシステム等の基盤を整備するとともに、それらの進捗等を踏まえた2023年度以降の方向性を定め、その方針に基づき人文・社会科学のデータプラットフォームの更なる強化に取り組む。また、研究データの管理・利活用機能など、図書館のデジタル転換等を通じた支援機能の強化を行うために、2022年度までに、その方向性を定める。【文】	・日本学術振興会が実施する「人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業」において、人文学・社会科学分野の総合データカタログを運用、データの充実等を実施。 ・『『2030 デジタル・ライブラリー』推進に関する検討会』において、大学図書館機能のデジタル化を前提とした「デジタル・ライブラリー」の実現に向けて、取組の方向性を具体化するロードマップを作成し公開。 ・「デジタル・ライブラリー」の実現における課題の洗い出しに向けた各種調査を実施。	・「人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業」の中核機関・拠点機関において、引き続き人文学・社会科学分野の総合データカタログを運用するとともに、更なるデータの充実等により人文学・社会科学のデータインフラを強化。【文】 ・『『2030 デジタル・ライブラリー』推進に関する検討会』を継続し、令和12年までの「デジタル・ライブラリー」の実現に向けたロードマップの更新や、優先的に取り組むべき課題を整理。【文】 ・令和6年度に実施した調査結果を踏まえ、継続実施すべき調査や新規に必要な調査について、同検討会での議論も継続しながら検討。【文】
○「総合知」の創出・活用を促進するため、公募型の戦略研究の事業において	・戦略的創造研究推進事業において、「総合知」の活用につながる戦略目	・引き続き戦略的創造研究推進事業において、「総合知」を効果的に成果創

は、2021 年度から、人文・社会科学を含めた「総合知」の活用を主眼とした目標設定を積極的に検討し、研究を推進する。また、「総合知」の創出の積極的な推進に向けて、世界最先端の国際的研究拠点において、高次の分野融合による「総合知」の創出も構想の対象に含むこととする。【科技、<u>文</u>】	標、研究領域の下で研究を推進するとともに、令和7 年度に新規公募を行う新たな目標を設定。 ・未来社会創造事業において、経済・社会的にインパクトある出口を見据えて、チャレンジングな目標を設定し、人文・社会系の研究者を巻き込みつつ、P O Cを目指した研究開発を実施。 ・S I P 第3 期の成果の社会実装に向けて、ワーキンググループにおいて総合知の活用について、点検・整理を継続。	出につなげられるよう基礎研究を戦略的に推進。【<u>文</u>】 ・引き続き未来社会創造事業において、テーマに応じて「総合知」を効果的に活用した研究プログラムを推進。【<u>文</u>】 ・引き続きS I P 第3 期の成果の社会実装に向けて総合知の活用の取組内容、進捗、効果を検証。(再掲)【<u>科技</u>】
○関係省庁の政策課題を踏まえ、人文・社会科学分野の研究者と行政官が政策研究・分析を協働して行う取組を2021 年度から更に強化する。また、未来社会を見据え、人文・社会科学系の研究者が、社会の様々なステークホルダーとともに、総合知により取り組むべき課題を共創する取組を支援する。こうした取組を通じて、社会の諸問題解決に挑戦する人的ネットワークを強化する。【<u>文</u>】	・人文・社会科学分野の研究者と行政官が協働するプログラムを継続。 ・「今後の人文学・社会科学の振興に向けた推進方策について（審議のまとめ）」(科学技術・学術審議会学術分科会人文学・社会科学特別委員会)を令和7 年1 月に取りまとめ、公表。	・人文・社会科学分野の研究者と行政官が協働するプログラムを令和7 年度も継続。【<u>文</u>】 ・取りまとめた推進方策の実行、課題の解決に向けた、具体の取組を検討。【<u>文</u>】
○人文・社会科学の知と自然科学の知の融合による人間や社会の総合的理解と課題解決に貢献する「総合知」に関して、基本的な考え方や、戦略的に推進する方策について2021 年度中に取りまとめる。あわせて、人文・社会科学や総合知に関連する指標について2022 年度までに検討を行い、2023 年度以降モニタリングを実施する。【<u>科技</u>、<u>文</u>】	・総合知を活用する場の構築を推進するため、ワークショップやシンポジウムを開催するとともに、「総合知ポータルサイト」やS N Sで総合知の基本的考え方や活用事例を社会に発信。総合知に関する指標のモニタリングを実施。 ・S c i R E X事業「共進化実現プログラム」内の「我が国の人文学・社会科学の国際的な研究成果に関するモニタリング指標の調査分析」において、国際ジャーナル論文に関する指標の定量的把握や計量手法、分析手法等のフィジビリティの検討、調査・分析を実施。 ・「人文学・社会科学のD X化に向けた研究開発推進事業」において、書籍に係る研究成果可視化の指標開発や社会的インパクト等の指標に関する調査・分析を開始。 ・令和6 年度のN I S T E P 定点調査において、異分野の協働の側面から総合知の活用状況についての調査を実施。	・総合知に関するワークショップ等の開催や活用事例等の発信。総合知に関する指標のモニタリングについて継続的に実施。(再掲)【<u>科技</u>】 ・引き続き国際ジャーナル論文に関する指標の定量的把握や計量手法、分析手法等の検討、調査・分析を推進。【<u>文</u>】 ・引き続き書籍に係る研究成果可視化の指標開発や社会的インパクト等の指標に関する調査・分析を行い、人文学・社会科学の研究成果の総合的な把握を推進。【<u>文</u>】 ・異分野の協働の側面から総合知の活用状況について調査を実施し、回答者の認識の変化を分析。(再掲)【<u>文</u>】
○上述の「総合知」に関する方策も踏まえ、社会のニーズに沿ったキャリアパスの開拓を進めつつ、大学院教育改革を通じた人文・社会科学系の人材育成の促進策を検討し、2022 年度までに、その方向性を定める。【<u>科技</u>、<u>文</u>】	・標準修業年限以内に修了した者の割合等、大学院における学位授与の状況に関する情報公表を義務付けるため、令和6 年9 月に学校教育法施行規則を改正（令和7 年4 月施行）。 ・「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」において、令和6 年度に新たに「国際連携型」として4 件を採択。	・情報公表の実施状況を含め、大学院における教育改革の取組状況を把握するための調査を定期的に実施。【<u>科技</u>、<u>文</u>】 ・引き続き本事業の着実な実施等により、人文学・社会科学系大学院における大学院教育改革を推進。【<u>文</u>】

⑧ 競争的研究費制度の一体的改革

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○プロジェクト評価結果の共有、人的交流、情報共有の場の設定等によるコミュニケーションの活発化、研究者や研究成果を推薦する仕組みの構築等の研究資金配分機関間の連携強化に向けた取組を2021年度より加速する。 【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>、関係府省】	・JST支援の有望技術シーズの橋渡し機能強化について、A-STEP事後評価会にNEDO職員が参加。 ・JST事業からNEDO事業への応募促進として、JST研究者向けにNEDO先導研究プログラムに係る情報提供依頼(RFI)等の説明会を実施。 ・経済産業省・文部科学省・NEDO・JSTの実務担当者による情報共有や連携方針を検討する会合を実施。 ・JSPSとJSTの間で、相互出向による人事交流を継続。また、JSTの戦略的創造研究推進事業において、新規研究領域調査や研究総括候補の人選等を行うに当たり、科研費の審査・評価システムに関し助言等を行うJSPS学術システム研究センターの研究員へのヒアリングを実施したほか、科研費の研究種目のうち「特別推進研究」の各研究課題の評価結果等を一般公開時期に先駆けてJSPSから共有するなど、事業の公募・選考前の段階から連携した取組を強化。	・NEDO・JST間の事業間連携強化に向けた取組を継続するとともに、実務者会合等でJSTの成果のNEDO事業へのつなぎを促進するための方策等を検討。 【<u>文</u>、<u>経</u>】 ・JSPSの科研費とJSTの戦略的創造研究推進事業について、法人間の交流の仕組みを推進し、優れた基礎研究への支援を着実に継続。 【<u>文</u>】
○競争的研究費について、現場の意見を踏まえつつ、各種事務手続に係るルールの一括化、簡素化・デジタル化・迅速化を図り、2021年度から実施する。 (再掲)【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】	・「研究時間の質・量の向上に関するガイドライン」(令和5年)を受けて、令和6年度は各研究機関で実施された取組の好事例を展開。	・「研究時間の質・量の向上に関するガイドライン」(令和5年)及びアンケート結果の取りまとめに基づいて、引き続き研究に専念できる時間の確保に向けた取組を検討。(再掲)【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】
○競争的研究費における間接経費の扱いについて、直接経費に対する割合等を含めたルールの一括化、使途報告、証拠書類の簡素化について検討を行い、2022年度から実施する。 【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】	・競争的研究費における間接経費の使途として、研究機関の会計基準に基づく減価償却資産の取替のための積立てに充当することを令和5年度から可能¹⁴⁵としており、令和7年度からe-Radでの実績報告が可能となるようシステム改修を実施。	・競争的研究費における間接経費の扱いについて、直接経費に対する割合等を含めたルールの一括化、使途報告、証拠書類の簡素化を図るための取組を、継続。 【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】
○基礎研究力の強化に向けた、研究に対する切れ目ない支援を実現するための取組を、具体的な実行プランに基づき、2021年度より加速する。科研費や戦略的創造研究推進事業に関しては、若手支援充実に加え、実力ある中堅以上の研究者が安定的かつ十分に研究費を確保できるための取組(配分や審査の見直し等)の強化、新興・融合研究の促進等を図る。基礎研究の成果を産業界へつなぐ事業に関しては、学術的価値を評価する体制及び産業界とのマッチング支援をはじめ研究フェーズに応じた柔軟な支援体制の強化を図る。 【<u>文</u>】	・JSPSとJSTの間で、相互出向による人事交流を継続。また、JSTの戦略的創造研究推進事業において、新規研究領域調査や研究総括候補の人選等を行うに当たり、科研費の審査・評価システムに関し助言等を行うJSPS学術システム研究センターの研究員へのヒアリングを実施したほか、科研費の研究種目のうち「特別推進研究」の各研究課題の評価結果等を一般公開時期に先駆けてJSPSから共有するなど、事業の公募・選考前の段階から連携した取組を強化。 ・戦略的創造研究推進事業において、優れた基礎研究成果をトップイノベーションにつなげられるよう、延長支援を実施するとともに、優秀な若手研究	・JSPSの科研費とJSTの戦略的創造研究推進事業について、法人間の交流の仕組みを推進し、優れた基礎研究への支援を着実に継続。(再掲)【<u>文</u>】 ・引き続き戦略的創造研究推進事業において、新興・融合領域の促進を図りながら、優秀な若手研究者から中堅以上の研究者まで、バランスよく切れ目な

¹⁴⁵ 独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とした競争的研究費制度に限る。

	者のキャリアアップやステップアップの機会確保のために、若手研究者向けプログラムの採択課題件数を追加。 ・戦略的創造研究推進事業における令和7年度戦略目標の策定において、精緻なエビデンスベースの分析を活用し、有識者の意見も取り入れ、策定プロセスを改善。 ・「基盤研究(A)～(C)」に「研究課題の国際性」の評定要素を導入し、国際性の評価が高い採択課題への重点配分や、国際性の高い研究に取り組む若手研究者の研究機会を拡大する「国際・若手支援強化枠」を創設。 ・令和6年度は科学技術・学術審議会学術分科会及び科学技術・学術審議会大学研究力強化委員会において議論を行い、「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた学術分科会としての意見」を取りまとめ。	い支援を行うとともに、分野融合を促進する事業運営を検討。【文】 ・引き続き優れた成果につながる基礎研究を推進すべく、最先端の研究開発の潮流やその変遷を含む国内外の動向等に係るエビデンスの分析を踏まえ、異分野融合や新領域創出を促す分野横断的な戦略目標を設定。(再掲)【文】 ・既存の学問体系に捉われない研究テーマを後押しするため、支援の在り方の見直しを検討。(再掲)【文】 ・大学の研究力向上に向けて、大学の研究環境・マネジメント改革に係る取組の現状把握や成功事例の要因分析、取組の可視化を科学技術・学術審議会学術分科会や大学研究力強化部会等での議論も踏まえ進めるとともに、次期科学技術・イノベーション基本計画を見据え、大学の研究力強化のための取組への支援について検討。【文】
○e-CSTI を活用した研究開発成果の見える化・分析に加え、社会課題の解決に向けた次の重点領域の特定・研究実施という新たな政策サイクルの構築に取り組む等、2021年度中に重点領域の設定を試行する。また、世界的な研究開発の動向の変化も踏まえた検討を可能とするため、定期的なフォローアップが可能な仕組みとして構築する。【科技、文、関係府省】	・研究開発動向の分析ツールの開発及び同ツールを活用した重要科学技術の俯瞰分析を実施。	・俯瞰分析結果の次期基本計画への還元も念頭に、ツールを活用した分析を引き続き推進。(再掲)【<u>科技</u>、関係府省】

(2) 新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）

【あるべき姿とその実現に向けた方向性】

社会全体のデジタル化や世界的なオープンサイエンスの潮流を捉えた研究そのもののDXを通じて、より付加価値の高い研究成果を創出し、我が国が存在感を発揮することを目指す。特に新型コロナウイルス感染症の研究においても、論文のオープンアクセス化やプレプリントの活用が更に拡大する中、研究プロセス全般で生まれるデータについて、戦略性を持って適切な共有と利活用を図るとともに、それによりインパクトの高い研究成果を創出していくための研究基盤の実現が求められる。

このため、まず、データの共有・利活用については、研究の現場において、高品質な研究データが取得され、これら研究データの横断的検索を可能にするプラットフォームの下で、自由な研究と多様性を尊重しつつ、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいた研究データの管理・利活用を進める環境を整備する。特にデータの信頼性が確保される仕組みが不可欠となる。また、これらに基づく、最先端のデータ駆動型研究、AI駆動型研究の実施を促進するとともに、これらの新たな研究手法を支える情報科学技術の研究を進める。

同時に、ネットワーク、データインフラや計算資源について、世界最高水準の研究基盤の形成・維持を図り、産学を問わず広く利活用を進める。また、大型研究施設や大学、国立研究開発法人等の共用施設・設備について、遠隔から活用するリモート研究や、実験の自動化等を実現するスマートラボの普及を推進する。これにより、時間や距離の制約を超えて、研究を遂行できるようになることから、研究者の負担を大きく低減することが期待される。また、これらの研究インフラについて、データ利活用の仕組みの整備を含め、全ての研究者に開かれた研究設備・機器等の活用を実現し、研究者が一層自由に最先端の研究に打ち込める環境が実現する。

以上の質の高い研究データの適切な管理・利活用や、AIを含めた積極的なデータサイエンスの活用、そして先進的なインフラ環境の整備は、単に研究プロセスの効率化だけではなく、研究の探索範囲の劇的な拡大、新たな仮説の発見や提示といった研究者の知的活動そのものにも踏み込んだプロセスを変革し、従前、個人の勘や経験に頼っていた活動の一部が代替されていくことになる。これにより、データを用いたインパクトの高い研究成果の創出につなげるほか、研究者の貴重な時間を、研究ビジョンの構想や仮説の設定など、より付加価値の高い知的活動へと充当させていく。同時に、グローバルな視点からも、オープンサイエンスの発展に貢献する。

さらに、このような研究活動の変革や我が国全体の雇用慣行の変化によって、研究者の在り方も変わる面があり、既に世界各地では見られる、シチズンサイエンスとしての市民の研究参加や研究者のフリーランス化など、多様な主体が研究活動に参画し活躍できる環境が我が国でも実現し、研究者とそれ以外の者が、信頼感を醸成しながら、知の共有と融合を進め、新たな形での価値創造を実現する環境整備を図っていく。

【目標】

- ・ オープン・アンド・クローズ戦略に基づく研究データの管理・利活用、世界最高水準のネットワーク・計算資源の整備、設備・機器の共用・スマート化等により、研究者が必要な知識や研究資源に効果的にアクセスすることが可能となり、データ駆動型研究等の高付加価値な研究が加速されるとともに、市民等の多様な主体が参画した研究活動が行われる。

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

- ・ 機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025 年までに、データポリシーの策定率が 100%になる¹⁴⁶。公募型の研究資金¹⁴⁷の新規公募分において、2023 年度までに、データマネジメントプラン（DMP）及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入率が 100%になる¹⁴⁸。

【現状データ】（参考指標）

- ・ 国立研究開発法人における研究データポリシーの策定法人数：24法人・機関（令和 2 年度）…全法人策定済¹⁴⁹
- ・ 競争的研究費制度におけるデータマネジメントプラン（DMP）の導入済み府省・機関数：18省・機関（令和 6 年度）¹⁵⁰
- ・ 国内における機関リポジトリの構築数：874機関（令和 6 年度）¹⁵¹
- ・ 研究データ公開の経験のある研究者割合：50.1%（令和 4 年度）¹⁵²
- ・ プレプリント公開の経験のある研究者割合：29.5%（令和 4 年度）¹⁵³
- ・ H P C I 提供可能資源量：年間57.6ペタFLOPS（令和 6 年度）¹⁵⁴
- ・ 研究設備・機器の共用化の割合：産学連携に取り組む国立大学70機関のうち、データに過不足無く経年比較可能な55機関において、共用化対象の資産件数は全体の約18%¹⁵⁵。（令和 5 年度）

① 信頼性のある研究データの適切な管理・利活用促進のための環境整備

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォームとして 2020 年度に本格運用を開始した研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）の普及・広報と必要な改良を引き続き進める。また、公的資金により得られた研究データについて、産学官における幅広い利活用を図るため、2023 年度までに体系	・「A I 等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業」を通じて、全国的な研究データ基盤の高度化及び利活用に向けた環境整備支援、大学の研究データマネジメントに係る体制・ルール整備支援を実施。 ・研究データ基盤の利用者数の増加傾向を分析し、徴収開始時期を令和 9 年	・引き続き全国的な研究データ基盤の利活用を推進するほか、大学の研究データマネジメントに係る体制・ルール整備を支援。【科技、文、関係府省】 ・機関、若しくは研究者が支払い可能な料金設定、かつ徴収開始後に収支均衡

¹⁴⁶ 文部科学省「令和 6 年度 学術情報基盤実態調査」によれば、国立大学：54 機関（63%）（令和 6 年度）。文部科学省・内閣府調べによれば、大学共同利用機関法人：4 法人・機関、国立研究開発法人（100%）：24 法人・機関（100%）（令和 6 年度）。国立大学におけるデータポリシーに関しては、学術情報基盤実態調査において、令和 3 年度では「研究データの管理と利活用について、組織として策定した方針」と定義していたが、令和 4 年度では『「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」の「4-1. データポリシーの策定」で言う「データポリシー」』として、より厳密な定義を設定した。

¹⁴⁷ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）HP「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について」において、システムの対象として規定される公募型の研究資金。

¹⁴⁸ 内閣府調べによれば、DMP 及びこれと連動したメタデータ付与を行う仕組みを導入した制度は 77%（令和 6 年度時点での競争的研究費制度 150 件のうち 115 制度（一部導入済み 10 制度を含む））。

¹⁴⁹ 文部科学省・内閣府調べ

¹⁵⁰ 内閣府調べ

¹⁵¹ 国立情報学研究所「機関リポジトリ公開数とコンテンツ数の推移」

¹⁵² 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「研究データ公開と研究データ管理に関する実態調査 2022：日本におけるオープンサイエンスの現状」（令和 5 年 12 月）

¹⁵³ 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「論文のオープンアクセスとプレプリントに関する実態調査 2022：オープンサイエンスにおける日本の現状」（令和 5 年 4 月）

¹⁵⁴ 内閣府調べ、一般社団法人高度情報科学技術研究機構による調査。

¹⁵⁵ 内閣府「大学・研究開発法人等の外部資金・寄付金獲得に関する調査」（令和 6 年 4 月）。国立大学 70 機関全体では全体の約 20.0%。

的なメタデータ¹⁵⁶の付与を進め、同年度以降、研究データ基盤システム上でこれらのメタデータを検索可能な体制を構築する。さらに、メタデータをEBPMに活用するため、e-Radの改修に合わせて、相互運用性を確保する。研究データ基盤システムについて、持続的な運営体制の確保に向け2022年度までに方策を検討する。【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】	度以降に仮定した上で、受益者負担モデルについて検討開始。 ・改修に合わせ、e-Radでの実績報告時のメタデータ件数登録機能を実装。 ・「研究データ2024」を策定し、関係府省への周知や事例の共有等を実施。また、ムーンショット等での運用を踏まえメタデータの共通項目、メタデータ説明書を改正。	となる期間等について、関係者間で検討。【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】 ・メタデータ件数登録機能を運用。【<u>科技</u>】 ・研究データの管理・利活用に関する事例の収集を継続し、「研究データ2024」の更新やメタデータの共通項目、メタデータ説明書の共有を行うなどにより、関係府省での取組の具体化や周知を推進。【<u>科技</u>】
○公的資金により得られた研究データの機関における管理・利活用を図るため、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関は、データポリシーの策定を行うとともに、機関リポジトリへの研究データの収載を進める。あわせて、研究データ基盤システム上で検索可能とするため、研究データへのメタデータの付与を進める。【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】	・大学等研究機関における研究データポリシーの策定及び策定に向けた機関内での検討が各地で加速。 ・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の関連事業において、大学に対する支援施策等と連動し、大学における研究データの管理・利活用に係る支援体制の整備を実施。	・引き続き大学等研究機関における研究データポリシーの策定、及び実効力のある研究データの利活用に向けた環境整備等を進める。【<u>文</u>】 ・引き続き大学における研究データの管理・利活用に係る支援体制の整備を推進。【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】
○公募型の研究資金の全ての新規公募分について、研究データの管理・利活用を図るため、データマネジメントプラン（DMP）及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みを2023年度までに導入する。次期SIPにおいても同様に、DMPの策定とメタデータの付与を実施することとする。【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】	・ムーンショット型研究開発制度における研究データの保存、共有、公開の状況を自己評価及び外部評価で確認。 ・SIP第3期において、DMPに基づくデータマネジメントを実施。 ・AMEDのデータ利活用プラットフォームを用いたデータ連携等の整理を継続。 ・AMEDにおいて、適切なデータ利活用を促進するための各種ポリシー・ガイドラインを作成し、AMEDホームページにて公開。 ・DMP及びこれと連動したメタデータ付与を行う仕組みを導入した制度は77%（令和6年度時点での競争的研究費制度150件のうち115制度（一部導入済み10制度を含む。））。	・ムーンショット型研究開発制度における先進的データマネジメントの実施状況の検証を継続。【<u>科技</u>】 ・引き続きDMPに基づくデータマネジメントを推進。【<u>科技</u>】 ・AMEDが支援した研究開発によって得られたデータを産学官の研究開発で活用するため、AMEDのデータ利活用プラットフォームにおいて、ゲノムデータ以外の幅広い研究開発データの連携を順次開始。【<u>健康医療</u>、<u>文</u>、<u>厚</u>、<u>経</u>】 ・未導入の公募型の研究資金を所管する関係府省における、DMP及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入を着実に推進。【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】
○研究データ基盤システムと内閣府が実施する研究開発課題（SIP等）で構築する分野ごとデータ連携基盤との間で、相互にデータの利活用を図るための仕組みを2023年度中に構築する。【<u>科技</u>、<u>文</u>】	・SIP第3期における課題間データ連携の仮説設定を進め、幾つかのユースケースに関して、実証フィールドの選定や連携データの要件整理を具体的に実施し、データ連携計画書を作成中。 ・「AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業」において、全国的な研究データ基盤及び活用環境整備を実施。	・SIP第3期における課題間データ連携の計画書を策定し、それに基づく仮説検証等を推進。【<u>科技</u>】 ・引き続き全国的な研究データ基盤及び当該基盤の活用環境整備を推進。【<u>文</u>】
○研究者の研究データ管理・利活用を促進するため、例えば、データ・キュレーター、図書館職員、URA、研究の第一線から退いたシニア人材、企業等において研究関連業務に携わってき	・「『2030 デジタル・ライブラリー』推進に関する検討会」において、大学図書館機能のデジタル化を前提とした「デジタル・ライブラリー」の実現に	・「『2030 デジタル・ライブラリー』推進に関する検討会」を継続し、令和12年までの「『デジタル・ライブラリー』の実現に向けたロードマップの更新

¹⁵⁶ 体系的なメタデータとは、統一した様式により研究データの概要を示したデータであり、研究データの名称や説明、管理者、保管場所、共有・公開の有無等の情報を含む。「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」において、メタデータの共通項目を定めている。

た人材、自らの研究活動に資する場合にはポストドク等の参画や、図書館のデジタル転換等の取組について、2022年度までにその方向性を定める。【科技、<u>文</u>、関係府省】	向けて、取組の方向性を具体化するロードマップを作成し公開。 ・「デジタル・ライブラリー」の実現における課題の洗い出しに向けた各種調査を実施。 ・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」関連事業において大学に対する支援施策等と連動し、研究データの管理・利活用に係る支援体制整備を実施。	や、優先的に取り組むべき課題を整理（再掲）。【<u>文</u>】 ・令和6年度に実施した調査結果を踏まえ、継続実施すべき調査や新規に必要な調査について、同検討会での議論も継続しながら検討（再掲）。【<u>文</u>】 ・引き続き大学における研究データの管理・利活用に係る支援体制の整備を推進。（再掲）【<u>科技</u>、<u>文</u>、関係府省】
○自由で開かれた研究活動を尊重し、我が国と価値観を共有する国・地域・国際機関等（EU、G7、OECD等）との間で、研究データの管理・利活用に関する連携を進める。我が国の研究データ基盤システムとこれに相当する取組との国際連携を図り、研究データの管理・利活用に関する国際的な相互運用性を高めることにより、本計画期間中に、グローバルプラットフォームの構築を目指す。【<u>科技</u>、<u>文</u>】	・G7オープンサイエンスWGにおいて各国の状況を踏まえたオープンサイエンスの推進に係る検討を実施。 ・EUのEOSC（European Open Science Cloud）と我が国の研究データ基盤システム間で、システム間の情報共有、研究基盤の研究開発等で連携。	・G7科学技術大臣会合等に向けて、オープンサイエンスWGの活動を具体化。【<u>科技</u>、<u>文</u>】 ・EOSCと研究データ基盤システム間の連携を深め、オープンサイエンスモニタリング等を検討【<u>科技</u>、<u>文</u>】
○研究データの管理・利活用に関する取組を更に促す観点から、2022年までに、これらの取組の状況を、研究者、プログラム、機関等の評価体系に導入する。【<u>科技</u>、関係府省】	・一部関係府省の事業において、研究データの管理・利活用に関する取組状況の評価体系への導入を実施。	・引き続き関係府省にて研究者、プログラム、機関等の評価体系への導入を検討。【<u>科技</u>、関係府省】

② 研究DXを支えるインフラ整備と高付加価値な研究の加速

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○2022年度に、我が国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、全国をつなぐ超高速・大容量ネットワーク（SINET）を増強し、これを研究データ基盤システムと一体的に運用することで、最先端の研究教育環境を提供する。また、引き続きこれらの学術情報基盤を支える技術の研究開発を推進する。さらに、2021年度までに、学術情報基盤としての役割のみならず、大学等の知を生かせる我が国の社会基盤インフラとして、民間と連携しつつ利活用できる環境整備の方策を検討する。【<u>科技</u>、<u>文</u>】	・次世代学術研究プラットフォームとしてSINETと研究データ基盤の一体的整備・運用を継続的に実施。 ・社会基盤インフラとしての利用方策について、国立情報学研究所（以下、「NII」という。）にてSINET民間トライアル利用を実施。	・学術研究プラットフォームの整備・運用を安定的に継続。【<u>文</u>】 ・引き続き社会基盤インフラとしての利用方策について、NII等の関係機関と検討。【<u>科技</u>、<u>文</u>】
○スパコン計算資源については、2021年よりスーパーコンピュータ「富岳」の本格的な共用を進めるとともに、国内の大学、国立研究開発法人等のスパコン計算資源について、全国の研究者の多様なニーズに応える安定的な計算基盤として増強する。加えて、次世代の計算資源について、我が国が強みを有する技術に留意しつつ、産学官で検討を行い、2021年度までに、その方向性を定める。この検討の結果を踏まえ、必要な取組を実施する。【<u>文</u>、関係府省】	・「富岳」を効率的かつ着実に運用しつつ、学术界・産業界における幅広い活用を促進。特に、「富岳」のソフトウェアスタックをクラウドサービス上に展開するなど利便性を向上し、更なる成果創出を促進。 ・ポスト「富岳」を見据えた次世代計算基盤に関する要素技術研究等の検討を踏まえながら、令和7年1月に新たなフラッグシップシステムの開発を開始。	・引き続き「富岳」を効率的かつ着実に運用し、学术界・産業界における幅広い活用を促進し、成果の創出を図る。【<u>文</u>】 ・遅くとも令和12年頃の運転開始を目指し、現状のシステムからシームレスに移行できるよう、開発・整備を進めるとともに、運転開始を見据えて、アプリケーション開発等を含めたユーザー支援・人材育成や利用制度の在り方の検討等を推進。【<u>文</u>】

○研究設備・機器については、2021年度までに、国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定する。なお、汎用性があり、一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とする。また、2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表する。また、研究機関は、各研究費の申請に際し、組織全体の最適なマネジメントの観点から非効率な研究設備・機器の整備が行われていないか精査する。これらにより、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）を確立する。既に整備済みの国内有数の研究施設・設備については、施設・設備間の連携を促進するとともに、2021年度中に、全国各地からの利用ニーズや問合せにワンストップで対応する体制の構築に着手し、2025年度までに完了する。さらに、現在、官民共同の仕組みで建設が進められている次世代放射光施設の着実な整備や活用を推進するとともに、大型研究施設や大学、国立研究開発法人等の共用施設・設備について、リモート化・スマート化を含めた計画的整備を行う。【科技、文、関係府省】	・SPRING-8-IIに向けたプロトタイプ製作、技術実証等を行うとともに、高解像かつ大量のデータの取得を可能とする、SPRING-8-IIの整備に着手。 ・我が国初の第4世代放射光施設である3GeV高輝度放射光施設Nanoterasuが令和6年4月に運用開始され、令和7年3月に「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に基づく共用を開始。また、成果を最大化するため、ユーザーニーズに沿った共用ビームラインの増設に着手。 ・量子ビーム施設の横断的な窓口機能の必要性や研究の国際化・オープン化に伴い必要な仕組みについて議論。 ・「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」のフォローアップ調査を元に、大学等における共用化の取組状況を把握し、先行事例や課題の抽出等を通じて、共用化の取組を推進。「研究設備・機器に関する政策検討に向けた調査」等を踏まえ、全国的な観点からの研究設備の整備の仕組み等に関して、調査を実施。また、「コアファシリティ構築支援プログラム」の実施により、組織的な研究設備の導入・更新・活用に関する先行事例の創出を推進。さらに、「先端研究設備プラットフォームプログラム」において、国内有数の先端的な研究設備のプラットフォームを形成し、遠隔化・自動化を図りつつ、ワンストップサービスにより利用者の利便性を向上しつつ、データの扱いに係るノウハウを蓄積。 ・科学技術・学術審議会研究開発基盤部会において、研究設備・機器の共用推進に係る今後の施策の方向性について議論を行い、令和7年2月に報告書を作成。 ・大学の枠を超えて、学外へ開かれた利用を前提とした新規技術・設備開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備については、共同利用・共同システム形成事業において、「大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム」を新設し、国の「最先端の中規模研究設備整備の「戦略的・計画的整備方針」に基づき、全国の共同利用・共同研究に供される最先端の中規模研究設備の整備に向けた支援を実施。また、汎用性の高い中規模研究設備については、国の「汎用性の高い先端設備」に関する中規模研究設備の戦略的・計画的整備方針」に基づき、組織の枠を超えた	・令和11年度の共用開始に向けて、SPRING-8-IIの整備を推進。（再掲）【文】 ・「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に基づき、運用や利用促進を着実に実施するとともに、成果を検証した上で、ユーザーニーズに沿った共用ビームラインの増設、計測の自動化、高度データ処理に向けたDX等の利用環境整備を検討するなど必要な対応を行う。（再掲）【文】 ・放射光、中性子施設といった量子ビーム施設の一元的な窓口を設置するなど、産学の利用者ニーズに応えるとともに、国際化を踏まえた必要な体制整備を行うことで先端的な大型施設の活用を推進。（再掲）【文】 ・先行事例の展開や機関間連携の促進等を通じて、コアファシリティ化を推進。また、引き続き遠隔化・自動化による利用を拡大しつつ、基盤技術の高度化やワンストップサービスを活用した利用者の拡大、データの利活用の取組を推進。【科技、文】 ・大学等のコアファシリティ化を強化する仕組みの構築や、先端研究設備・機器の整備・研究開発基盤部会の報告書（令和7年2月）を踏まえ、大学等のコアファシリティ化を強化する仕組みの構築や、先端研究設備・機器の整備と共用（利活用）、研究開発と先端研究設備・機器の高度化・開発が両輪として進む環境の構築に向けて、必要な施策を推進。【文】 ・引き続き一定規模以上の中規模研究設備については、組織の枠を超えた効率的・効果的な活用に資する設備に対し重点的に支援を行う方策を推進。【文】 ・次期基本計画に向けた検討を踏まえ、先端研究設備・機器の日本全体での戦略的な整備・共用・開発や、大学共同利用機関における先端研究設備の大規模集積・自動化・自律化・遠隔化による研究環境の高度化・高効率化、研究データの適切な保存・管理、流通、活用を促進する情報基盤等の強化、及び研究データを活用した科学研究向けAI基盤モデルの開発・共用等の
---	--	---

	効率的・効果的な活用に資する国立大学の設備に対し支援を実施。	AI for Science 等を一体的に推進し研究基盤を強化。【文】
○データ駆動型の研究を進めるため、2023年度までに、マテリアル分野において、良質なデータが創出・共有化されるプラットフォームを整備し、試験運用を開始する。また同様に、ライフサイエンス分野においても、データ駆動型研究の基盤となるゲノム・データをはじめとした情報基盤や生物遺伝資源等の戦略的・体系的な整備を推進する。さらに、環境・エネルギー分野、海洋・防災分野等についてもデータ駆動型研究の振興に向けた環境整備を図る。加えて、プレプリントを含む文献など、研究成果に係る情報を広く利用できる環境の整備を推進するとともに、これらを支える基盤分野（OS、プログラミング、セキュリティ、データベース等）を含めた数理・情報科学技術に係る研究を加速する。【文、経】	・「AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業」において、各分野・機関をつなぐ全国的な研究データ基盤及び活用環境整備を実施。 ・理研において、大規模かつ高品質なデータの共有基盤の拡充が進展。また、国産QC「叡」と「富岳」とで、簡単な量子HPCハイブリッドプログラムの実行に成功するとともに、量子HPCハイブリッド計算用のQCを立ち上げ。 ・SPRING-8/SACLAについて、一部解析手法を対象として大量データをデータセンターに自動転送する仕組みの共用が始まり、新規物質合成の成果創出に貢献。 ・J-PARCについて、検出器等の高度化、大容量ストレージの整備及びリアルタイムデータ処理技術の構築を行い、テスト運用を実施。 ・J-PARCにおいて、電磁石電源のデータを自動収集・解析する仕組みを電磁石電源の更新の際に導入し、データ取得を開始。 <研究データ利活用のエコシステム構築> ・「AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業」において、大学の研究データマネジメントに係る体制・ルール整備支援を実施。 <マテリアルDXプラットフォーム> ・全国の大学等の先端設備の共用体制を整備し、半導体分野での利活用の観点から強化するとともに、令和7年度からのデータ共有・利活用に係る本格運用開始に向けて、データの収集・蓄積・利活用の取組を推進。 ・国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）のデータ中核拠点にて、データ収集・蓄積のためのデータ構造化機能の強化、データの収集・蓄積方法を検討し、全国の大学等から高品質なマテリアルデータを収集・蓄積。 ・NIMSのデータを基軸に、産学連携等の推進していくための経費を計上。 ・第7期科学技術・イノベーション基本計画の策定を見据え、令和6年度にマテリアル戦略有識者会議の提言が取りまとめられ、令和7年度にマテリアル革新力強化戦略を改定。 ・SIP第3期「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」にて、国研や大学のマテリアルデータベースを基に、アプリケーション開発	・引き続き各分野・機関をつなぐ全国的な研究データ基盤及び活用環境整備を推進。【文】 ・量子コンピュータとスーパーコンピュータの連携等による研究DXプラットフォーム構築を進めるとともに、「未来の予測制御の科学」のユースケース創出に向けた取組を継続。【文】 ・SPRING-8/SACLAについて、データセンターの利用者への提供を継続するとともに、その利便性向上に向けた検討を推進。（再掲）【文】 ・J-PARCのDX施策に関して、高度化された検出器、大容量ストレージの本格運用を開始、リアルタイムデータ処理技術の構築を行い、ユーザー利用への展開を図る。（再掲）【文】 ・J-PARCにおいて、データ収集用の仕組みを導入した電磁石電源等で収集したデータの解析を進める。（再掲）【文】 <研究データ利活用のエコシステム構築> ・引き続き大学の研究データマネジメントに係る体制・ルール整備を支援。【文】 <マテリアルDXプラットフォーム> ・データ駆動型研究の推進に必要な高品質かつ大量のデータを創出可能な先端共用設備について、先端技術動向を踏まえて戦略的に整備・高度化するとともに、データ収集・蓄積の加速等を図り、令和7年度からデータ共有・利活用の本格運用を開始。【文】 ・自動・自律実験システム等を活用した高品質データの収集・蓄積体制の強化を図り、データ駆動型研究に基づく材料開発を推進。【文】 ・オープン・アンド・クローズ戦略に基づく産学連携等の取組を推進。【文】 ・有識者提言を基に改定されたマテリアル革新力強化戦略に基づき、多様な元素の新たな性質を引き出すことによる、従来の性能・機能を超越した革新的マテリアルの創出を目指し、最先端の学理・プロセス技術等を活用した研究開発を推進。【文】 ・引き続き国研や大学のマテリアルデータベースを基に、アプリケーション開発基盤として活用できるプラットフォームを拡充し、活用事例を創出。

	基盤として活用できるプラットフォームを構築。スタートアップや革新的事業を創出し成長させるエコシステムの形成とユニコーン候補の育成を推進。 <マテリアル製造プロセス> ・マテリアル・プロセスイノベーションプラットフォームを活用した中小・ベンチャーを含む企業連携を実施。 ・先端計算科学等を活用した新規機能性材料合成・製造プロセス開発事業を開始。製造プロセスのデータベース構築、超高性能セラミックス等の性能向上に資する基盤技術開発を実施。 <ライフサイエンス> ・ナショナルバイオリソースプロジェクトでは、老朽化したバイオリソース設備の更新に着手。また、中核拠点を対象にゲノム情報等整備、基盤技術整備に係る提案を募集し、新たに8リソースで付加価値の向上や保存技術等の開発を含む整備を実施。 ・ライフサイエンスデータベース統合推進事業では、統合データベース構築支援やデータ統合のための技術開発、生命科学系データベースを統合的活用のための情報基盤の整備を実施。 <生物資源データ> ・N I T E生物資源データプラットフォームの一層の充実・強化に向けて、C 1化合物資化微生物等の探索や解析等を実施。 <ゲノム> ・がん・難病に関する全ゲノム解析等を実施。また、産学官が幅広く利活用可能な体制整備を推進。 ・令和7年度中に厚生労働省の委託事業として事業実施組織を国立がん研究センターに設置し、従来業務からは独立した運営の下で推進することを決定。3年をめどに全ゲノム解析を主眼とする独自組織に移行する場合を含めた具体的道筋等について検討し、その結果を踏まえ必要な対応を実施。 <脱炭素等の観点での材料開発> ・社会課題解決に資する革新的マテリアルの効率的創出のため、データ駆動型研究手法の確立に向けた研究開発を実施。 <環境・エネルギー分野> ・「気候変動予測先端研究プログラム」において、気候モデルの開発等を通じて、	スタートアップや革新的事業を創出し成長させるエコシステム形成とユニコーン候補の育成を推進。【科技、文、経】 <マテリアル製造プロセス> ・マテリアル・プロセスイノベーションプラットフォームによる中小等を含む企業連携を引き続き推進。【経】 ・高信頼性ファインセラミックスや機能性化学品等のデータ取得基盤技術の開発・整備、プロセスデータベースの構築・活用を促進。事業成果を活用し、新規素材開発における川上川下産業の連携を促進。【経】 <ライフサイエンス> ・データ駆動型研究を中心とした我が国のライフサイエンス研究の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)等の利活用促進に向けて、ゲノム編集等の研究動向や技術革新を反映させたバイオリソースの新たな展開を志向する戦略的・体系的な技術開発・情報整備を推進。【文】 ・研究対象・目的・分野ごとにデータの規格がまちまちであるライフサイエンスデータベースの統合に向けた技術開発や生成A Iを活用した規格の異なるデータの高度統合解析技術の開発を大学共同利用機関法人情報・システム研究機構において引き続き推進し、新たな共用情報基盤として整備。【文】 <生物資源データ> ・C 1化合物資化微生物等の探索や解析等を継続。【経】 <ゲノム> ・令和7年度の事業実施組織の設立に向けた全ゲノム解析等に係る計画の推進を通じた情報基盤の整備や患者への還元等の解析結果の利活用に係る体制整備を図る。【厚】 ・民間企業やアカデミア等へ解析結果の本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等の開発を本格的に開始。また、解析結果等の速やかな日常診療への導入や、出口戦略に基づく新たな個別化医療の実現についても更に推進。【厚】 <脱炭素等の観点での材料開発> ・革新的マテリアル創出のためのデータ駆動型研究の推進、先駆的なデータ駆動型研究手法の全国展開を図る。【科技、文、経】 <環境・エネルギー分野> ・気候変動対策の基盤となる科学的知見(高解像度・高精度等の気候予測デ
--	---	---

	気候変動メカニズムの解明や高精度な気候予測データの創出等を実施。 ・D I A Sの長期的・安定的な運用とともに、気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を実施。D I A S解析環境を利用する共同研究課題を実施するとともに、得られた成果を公表。 ・「気候変動リスク産官学連携ネットワーク」の活動を継続するとともに、関係省庁等とともに「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を開催し、金融業界等のニーズを踏まえながら、企業における気候変動に対するリスクマネジメントや、T C F D等のサステナブルファイナンスの動きに資するため、企業や自治体等が使いやすいデータ・システムの構築及び提供に向けた「今後のトリムへの期待」を公表。 <海洋分野> ・海洋広域モニタリングシステム開発では、ホバリング型A U Vと定点海底観測装置間で、光通信を使った大容量データ通信試験を水深 1000m 域で実証し、モニタリングシステムの有効性を確認。試験水槽でのホバリング型A U Vの深海ターミナルへのドッキングシステム開発等を実施。 ・航行型A U V 2機による海底地形や地下観測に資する水深 100m 域での協調制御実証試験を実施。 ・機動のかつ省人化された海洋調査システム「海空無人機」と「深深度A U V」に係る重要な要素技術開発等を実施。 ・「海洋音響・海況観測解析システム」の観測技術に係る要素技術開発や、解析技術に係る技術調査等を実施。 ・排他的経済水域内へのアクセス能力を向上し、M D A強化に資するため、8,000m 級A U Vの海域試験を開始。ケーブルを用いず大深度で試料採取等を行える無人探査システムの要素技術開発を実施。 ・地球深部探査船「ちきゅう」の保守整備・老朽化対策に着手。また、紀伊半島沖の海底深部に設置した地殻変動観測装置により、観測データを取得し、地震調査研究推進本部及び気象庁への報告開始。 <地震・火山等の防災・減災> ・「活動火山対策特別措置法」に基づき設	ータ・ハザード予測データ)の創出及びその利活用を想定した研究開発を一体的に実施(再掲)【文、環】 ・D I A Sを長期的・安定的に運用するとともに、共同研究を促進し、データ駆動による気候変動対策に向けた研究開発を実施。また、I P C Cの第7次評価報告書の作成や、我が国における気候変動対策に対して科学的知見を提供するため、D I A S等の整備・活用を推進。(再掲)【文、環】 ・企業・金融機関、関係省庁等が、気候変動に係る適応、リスク低減、機会創出等に向けて、気候変動関連データを的確・有効に利活用することができるよう、パネル形式で実践的に議論。(再掲)【環、文】 <海洋分野> ・水深 1000m以深での定点環境観測機器とA U V連携による広域モニタリングシステム開発、実海域でのホバリング型A U Vの深海ターミナルへのドッキング技術開発、深海ターミナルから船舶又は海上A S Vへの高速データ通信技術等の開発を実施。【科技】 ・将来的に海上A S VとA U V間又はA U V同士での協調群制御を可能とするべく、引き続き複数A U V間での通信・測位制御の技術開発を進める。【科技】 ・要素技術を「海空無人機」と「深深度A U V」試作機等の仕様に反映し設計・製作等を推進。【文】 ・「海洋音響・海況観測解析システム」の試作機設計製作やソフトウェア開発、音響データ収録等を推進。【文】 ・8,000m 級A U V開発において、令和7年度からの実運用に向けて、水深8,000mでの海域試験を実施。ケーブルを用いず大深度で試料採取等を行える新たな無人探査システムの開発において、更に必要な要素技術の調査、開発及び水槽試験を推進【文】 ・当該保守整備・老朽化対策を継続。紀伊半島沖に設置した海底地殻変動観測装置でのデータの収集・活用を継続するとともに、南海トラフ地震の想定震源域のうち、高知沖での海底地殻変動のリアルタイム観測の早期実施に向けて、観測装置の開発を推進。【文】 <地震・火山等の防災・減災> ・設置から30年を迎える地震調査研究
--	---	---

	置された火山調査研究推進本部の下で地震・火山等に係る膨大なデータの収集等に必要な調査研究、観測体制の整備、人材育成等を推進。 ・地震、津波、火山、気象災害等、各種災害に関して、発災時の被害低減に資する情報プロダクツを創出。 <数理科学> ・「2030 年に向けた数理科学の展開－数理科学への期待と重要課題－」を踏まえ、数理科学イニシアティブサロン、戦略的創造研究推進事業における数理研究領域等を通じて、数理科学と異分野融合の研究、人材育成等を推進。 <人文・社会科学分野> ・日本学術振興会が実施する「人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業」において、人文学・社会科学分野の総合データカタログを運用、データの充実等を実施。 ・「人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業」において、人文学諸分野のDXを推進するための協働体制構築を開始。 <学術論文等のオープンアクセス化の推進> ・プレプリントサーバー J x i v について、機能強化を実施。研究者や大学関係者を対象とした説明会等を開催し、利用拡大を推進。 ・「AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業」において、学術論文や研究データを管理・公開できる研究データ基盤の構築及び活用環境整備を実施。 ・国内外の動向調査、及び学術プラットフォームに対する大学主体の集団交渉の体制構築支援を実施。 ・学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた具体的方策を改定（関係府省申合せ）し、令和7年度新規公募分からの実施に対応できるよう、即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間の連携等の検討を実施。 ・「オープンアクセス加速化事業」が令和5年度補正予算で措置され、大学や大学共同利用機関等、83 機関を採択し、大学等による研究成果の管理・公開に関する体制の充実・強化を推進。	推進本部及び「活動火山対策特別措置法」に基づき設置された火山調査研究推進本部の下で、地震・火山等に係る膨大なデータの収集等に必要な調査研究、観測体制の整備、人材育成等を引き続き推進。【文】 ・防災・減災分野の研究DXを進め、発災時の被害低減に資する情報プロダクツの創出等を引き続き推進。【文】 <数理科学> ・引き続き数理科学がもつ抽象性や汎用性といった強みを生かした異分野連携による融合研究の推進、若手人材育成等を推進。【文】 <人文・社会科学分野> ・「人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業」の中核機関・拠点機関において、引き続き人文学・社会科学分野の総合データカタログを運用するとともに、更なるデータの充実等により人文学・社会科学のデータインフラを強化。(再掲)【文】 ・引き続き人文学諸分野のデータの国際規格対応や相互運用性の調整、データ規格のモデルガイドライン策定、データ利活用研究のユースケース創出を推進。人文学諸分野の特性に応じたデータ構築・データ利活用研究に関する人材育成プログラムの開発・試行を推進。【文】 <学術論文等のオープンアクセス化の推進> ・引き続き研究者や大学関係者を対象とした説明会等を開催するほか、J x i v の機能強化等を進める。【科技、文】 ・引き続きN I I が運営する情報基盤システムにおいて、学術論文や研究データを管理・公開することのできる全国的な研究データ基盤の構築及び活用環境整備を推進。【科技、文】 ・大学等を主体とする集団交渉体制の拡大に向けた支援を実施。【科技、文】 ・即時オープンアクセスの実施状況の把握に向けて、具体的連携実施に当たり生じた課題等について引き続き検討。【科技、文、関係府省】 ・「オープンアクセス加速化事業」のフォローアップにより、大学や大学共同利用機関の研究成果の管理・公開に関する体制の整備状況等を把握。【文】
--	--	--

○2020年度に実施した試行的取組をベースとして、DXによる研究活動の変化等に関する新たな分析手法・指標の開発を行い、2021年度以降、その高度化とモニタリングを実施する。【文】	・「論文のオープンアクセスとプレプリントに関する実態調査2022」等を踏まえ、今後の調査について検討。 ・オープンデータ利活用に関するモニタリング指標について検討。 ・プレプリント等各種研究成果データベースを用い、共著関係等を通じた研究活動の動向分析を試行。	・定点調査として令和7年度以降もオープンアクセスに関する調査を継続。【文】 ・引き続きオープンデータの利活用状況に関するモニタリングを試行。【文】 ・引き続きオープンデータを用いてオープンアクセス等、研究活動の分析・可視化を試行。【文】
---	---	--

③ 研究DXが開拓する新しい研究コミュニティ・環境の醸成

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○地方公共団体、NPOやNGO、中小・スタートアップ、フリーランス型の研究者、更には市民参加など、多様な主体と共創しながら、知の創出・融合といった研究活動を促進する。また、例えば、研究者単独では実現できない、多くのサンプルの収集や、科学実験の実施など多くの市民の参画（1万人規模、2022年度までの着手を想定）を見込むシチズンサイエンスの研究プロジェクトの立ち上げなど、産学官の関係者のボトムアップ型の取組として、多様な主体の参画を促す環境整備を、新たな科学技術・イノベーション政策形成プロセスとして実践する【科技、 <u>文</u> 】	・JSTにてサイエンスアゴラ2024や全国4箇所での連携企画、CHANCE構想「サイエンスインパクトラボ2024」等を通じ、多様な主体との対話・協働（共創）の場を創出。知の創出・融合等を通じた研究活動の推進や社会における科学技術リテラシーの向上に寄与。 ・SCENARIO（ウェブサイト）での情報発信を通じ、好事例の可視化や他地域への水平展開を促進。 ・JSTサイエンスポータルにおいて、共創による課題解決やダイバーシティ・インクルージョン等SDGsに関連する記事を発信。	・多様な主体の共創の取組を加速し、サイエンスアゴラや地域における連携企画等の場を通じ、知の創出・融合といった研究活動や科学技術リテラシーの向上を促進。【科技、<u>文</u>】

(3) 大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張

【あるべき姿とその実現に向けた方向性】

不確実性の高い社会を豊かな知識基盤を活用することで乗り切るため、今後、全ての大学が同一のあるべき姿を目指すのではなく、個々の強みを伸ばし、各大学にふさわしいミッションを明確化することで、多様な大学群の形成を目指す。これにより、人々は大学が提供する教育研究の内容や環境などの付加価値そのもので大学を選択することが可能となり、大学が、多様な価値観に基づく個人の自己実現を後押しし、人々の人生や生活を豊かにするとともに、時代の変化や組織・個人のニーズに合わせて人材が自由に流動することで、大学発の新たな社会変革を次々と起こしていく。同時に、多様化する大学の中で、世界と伍する研究大学のより一層の成長が促進され、卓越した研究力の強化の実現を目指す。

このため、特に国立大学については、その独自性とポテンシャルをより発揮できる環境を実現するため、運営費交付金を配分する国との関係を中心に置いたガバナンスから、国だけでなく、学生や卒業生、研究者、産業界、地域をはじめとする多くのステークホルダーに対する説明と結果責任を果たすようなガバナンスへと大胆に転換し、大学が国のパートナーとして自らの裁量を拡大し、社会と常に対話を行う環境を実現する。これにより、国や地域の知の基盤としての高度な教育研究のみならず、自らが持つ知的資産を最大限に活用した新たな価値創造サービスを担うなどの機能の拡張を図る。

その際、世界と伍する研究大学と地方創生のハブになる大学¹⁵⁷では、そのミッションの違いから、関係するステークホルダーや財政構造、国との関係や最適な経営システムも必然的に相違している。特に前者では、強靱なガバナンス体制を実現するための大胆な大学改革が行われ、世界レベルの研究環境や給与水準を実現するための民間資金の大幅な拡大、新たに創設する大学ファンドによる支援、大学の自主的な基金の充実などによって、堅固な財政基盤の形成を図る。

他方、地方創生のハブを担うべき大学では、地域産業を支える社会人の受入れの拡大、最新の知識・技術の活用や異分野との人材のマッチングによるイノベーションの創出、地域産業における生産性向上の支援、若手研究者が経験を積むことができるポストの確保・環境整備といった取組を進め、これにより、地域や企業から投資を呼び込み、地域と大学の発展につなげるエコシステムの形成を図る。また、複数の国公私立大学や研究所で連携するような活動を進める。

国立研究開発法人については、それぞれのミッション・特性に応じてその責務を果たすとともに、外部機関との積極的な連携・協力により、民間資金や寄附金なども含め多様な財源を確保し、財政基盤を強化しつつ、研究開発成果の最大化を着実に実施する。

【目標】

- ・ 多様で个性的な大学群が、個人の自己実現を後押しし、人々の人生や生活を豊かにするとともに、卓越した研究力を含めた知識基盤が、新たな社会変革を牽引する。

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025年度までに、対2018年度比で約7割増加（再掲）¹⁵⁸

¹⁵⁷ 人口減少や雇用創出、デジタル人材の育成など地方の課題解決をリードする大学。

¹⁵⁸ 文部科学省「平成30年度 大学等における産学連携等実施状況について」、及び、内閣府「令和2年度独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」によれば、約884億円（平成30年度）。

- ・ 国立大学法人の寄附金収入増加率：2021 年度から 2025 年度までに、年平均 5 % の増加

【現状データ】（参考指標）

- ・ 国立大学法人の平成30年度～令和 4 年度の寄附金収入増加率の年平均：1.5% ¹⁵⁹
- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：1,283億円（令和 4 年度）¹⁶⁰
- ・ 主要大学における平成17年度～令和 5 年度の経常支出の成長率（病院経費除く。）：東京大学 2.0%、京都大学 1.8%、大阪大学 2.1%、東北大学 1.3%¹⁶¹

① 国立大学法人の真の経営体への転換

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○第 4 期中期目標期間に向けて、規制による事前管理型から、事後チェック型を基本思想とし、社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な組織として真の経営体へ転換すべく、中期目標の在り方の見直しを行う。また、国による法人評価について、毎年度の年度評価を廃止し、原則として 6 年間を通じた業務実績を評価するよう制度の見直しを行う。あわせて、各国立大学法人が公表する「国立大学法人ガバナンス・コード ¹⁶² 」への適合状況等の報告について確認を行い、各国立大学法人が大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、関係者への説明責任を果たすようにする。 【文】	・各国立大学法人において、大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、社会に説明責任を果たすことも含むガバナンス・コードへの適合状況等に関する報告書を公表。	・引き続き各国立大学法人において、大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、説明責任を果たすことも含むガバナンス・コードへの適合状況等に関する報告書を公表。 【文】

② 戦略的経営を支援する規制緩和

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第 4 期中期目標期間より実施する。【文】	・「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ 第二次提言」を受け、国立大学法人は、当該法人が設置する大学等における外国人留学生の受入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、標準額にかかわらず、外国人留学生の授業料等を設定できることとする旨の省令改正を公布・施行。	・省令改正の内容を周知するとともに、留学生の定員管理の柔軟化については引き続き検討。【文】
○2025 年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する。【科技、文】	・令和 6 年度税制改正の大綱を受け、同年 6 月に国立大学法人等への個人寄附の税額控除の対象を拡大する告示を公布・施行。	・引き続き改正内容の周知・広報によって制度の活用を促進。【文】

¹⁵⁹ 内閣府調べ

¹⁶⁰ 文部科学省「令和 5 年度 大学等における産学連携等実施状況について」によれば、大学等は 977 億円（令和 4 年度）。内閣府調査によれば、国立研究開発法人は 306 億円（令和 4 年度）。

¹⁶¹ 内閣府調べ

¹⁶² 国立大学法人が経営の透明性を高め、教育・研究・社会貢献機能を強化し、社会の変化に応じた役割を果たし続けていくために、自らの経営を律しつつ、その機能を更なる高みへと進めるための基本原則となる規範。

○第4期中期目標期間に向けて、多様なステークホルダーの目線からも理解しやすいよう国立大学法人会計基準を見直すとともに、国立大学法人が自ら獲得した多様な財源を戦略的に積み立てる仕組みの創設や、次期中期目標期間に繰り越しができるよう目的積立金の見直しを行う。【文】	・「世界と伍する研究大学の在り方について」において、中期目標期間を超える繰越承認の手続を簡素化し、長期にわたって運用可能な制度を設けることが必要とされたことを踏まえ、国立大学法人会計基準の改正を公布。	・制度改正の内容について周知を図る。【文】
○第4期中期目標期間に向けて、国立大学による債券発行の対象事業及び償還期間の更なる拡大・延長や償還財源の多様化、公的研究費の間接経費の使途の柔軟化（中長期積立・設備更新への活用等）に向けた検討を進めるなど、安定的な財務運営を可能とする。【科技、文】	・第212回国会において成立した「国立大学法人法の一部を改正する法律」により、令和6年4月1日より長期借入金の借入れや債券の発行が可能となる費用の範囲が拡大。	・制度改正の内容について周知を図る。【文】
○大学関係者、産業界及び政府による「大学支援フォーラムP E A K S」において、大学における経営課題や解決策等について具体的に議論し、イノベーションの創出につながる好事例の水平展開、規制緩和等の検討、大学経営層の育成を進めるとともに、政府は現場からの規制緩和等の提案について迅速に検討し、必要な政策を実行する。【科技、文、経】	・日本型大学成長モデルの具体化及びそれを支える大学経営人材の確保・育成に関わる実証事業を通じて構築した日本型大学成長モデルを、P E A K S全体会合等を通じて参画大学に共有し、水平展開を図るとともに、大学経営層の候補となる人材を育成するためのプログラムを実施。	・実証事業を通じて構築したノウハウ集等を活用し、引き続き水平展開を図るとともに、大学経営層の候補となる人材を育成するためのプログラムを実施。【科技、文、経】

③ 10兆円規模の大学ファンドの創設

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、イノベーション・エコシステムの中核となるべき大学が、社会ニーズに合った人材の輩出、世界レベルの研究成果の創出、社会変革を先導する大学発スタートアップの創出といった役割をより一層果たしていくため、これまでにない手法により世界レベルの研究基盤の構築のための大胆な投資を実行する。具体的には、10兆円規模のファンドを早期に実現し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、若手人材育成等を長期かつ安定的に支援することで、我が国のイノベーション・エコシステムを構築する ¹⁶³ 。本ファンドへの参画にあたっては、自律した経営、責任あるガバナンスなど、大学改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求めるとともに、関連する既存事業の見直しを図る。また、将来的には参画大学が自らの資金で基	・令和6年11月に文部科学大臣が東北大学を国際卓越研究大学に認定。 ・同年12月に文部科学大臣が東北大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画を認可。同日付で第2期公募を開始。 ・J S Tにおいて長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ効率的に大学ファンドを運用中。 ・第212回国会で成立した「国立大学法人法の一部を改正する法律」により、法人の大きな運営方針を決議し、決議に基づいて法人運営が行われているかを監督する合議体である運営方針会議の設置が可能となった。	・第2期公募については、書面や面接による審査に加え、現地視察の対象校を増やすなど多様な手段により審査を実施。（再掲）【科技、文】 ・リスク管理を徹底するなど、J S Tにおいて引き続き適切に大学ファンドを運用。（再掲）【科技、文】 ・運営方針会議の運営方針委員の任命等に関し、文部科学大臣の承認等に対応。【文】

¹⁶³ 世界の主要大学のファンドは、ハーバード大（約4.5兆円）、イエール大（約3.3兆円）、スタンフォード大（約3.1兆円）など米国大学合計（約65兆円）。その他、ケンブリッジ大（約1.0兆円）、オックスフォード大（約8,200億円）。

※各大学は令和元年数値、米国大学合計は平成29年数値（いずれも最新値）

金を運用することを目指す観点から、外部資金獲得増加や、その一部を基金へ積み立てる等の仕組みを導入する。 【 <u>科技</u> 、 <u>文</u> 】		
---	--	--

④ 大学の基盤を支える公的資金とガバナンスの多様化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○2021 年度における国立大学法人運営費交付金の配分について、研究や教育等の成果指標に基づく配分についてその規模を拡大し、よりメリハリのある配分とする。また、第4期中期目標期間に向けて、ワールドクラスの研究大学や地方創生のハブとなる大学といった大学ごとのミッションも踏まえつつ、共通の成果指標について e-CSTI 等も活用し更に客観的・定量的なものとなるよう厳選して見直すなど、新たな国立大学法人運営費交付金の配分ルールを導入して、毎年度評価しメリハリある配分を実施する。【 <u>文</u> 】	・第4期中期目標期間開始に当たり、国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」において評価を行うグループ分けを大学の規模や組織体制の観点から見直すことにより、より公正な競争環境を整備するとともに、アウトカム重視の指標への見直しを実施。	・第4期中期目標期間において、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」を活用して、毎年度評価しメリハリある配分を着実に継続。【 <u>文</u> 】
○国立大学について、戦略的経営を実現する学長の選考方法や執行をチェックする仕組み、非国家公務員型の給与体系による世界トップクラスの研究者を招へいできる給与・評価制度の導入、学生定員や授業料の自律的な管理・決定、戦略的経営を促す新たな財務・会計システム、固有の国の管理・評価の仕組みの導入など、ワールドクラスの研究大学を実現するための新たな法的枠組みを2021年度中に検討し、結論を得る。【 <u>科技</u> 、 <u>文</u> 】	・令和6年11月に文部科学大臣が東北大学を国際卓越研究大学に認定。 ・同年12月に文部科学大臣が東北大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画を認可。同日付で第2期公募を開始。 ・第212回国会で成立した「国立大学法人法の一部を改正する法律」により、法人の大きな運営方針を決議し、決議に基づいて法人運営が行われているかを監督する合議体である運営方針会議の設置が可能となった。	・第2期公募については、書面や面接による審査に加え、現地視察の対象校を増やすなど多様な手段により審査を実施。（再掲）【 <u>科技</u> 、 <u>文</u> 】 ・運営方針会議の運営方針委員の任命等に関し、文部科学大臣の承認等に対応。（再掲）【 <u>文</u> 】
○国立大学法人の戦略的経営を支える上で欠かせない職員について、高度な専門スキルや能力に応じた専門職を配置するなど、公務員準拠や年功序列によらない給与制度を導入するため、国は、国立大学法人職員の給与水準の検証の在り方について検討する。また、国立大学法人は、こうした経営を支える職員のキャリア形成や専門性の強化等を進める上で、他大学のみならず、国や企業等との対等な人事交流や大学マネジメントのデジタル化を積極的に進める。【 <u>科技</u> 、 <u>文</u> 】	・各国立大学法人の職員の給与の水準に対する検証では、国家公務員給与よりも高いかどうかという観点から、給与水準設定の考え方、その合理性及び妥当性の説明から適切な対応が執られているかという観点により実施。 ・第4期中期目標期間の中期目標大綱にデジタル・キャンパスの推進を記載し、全ての国立大学法人において、デジタル・キャンパスの推進に関する中期目標を設定。	・各国立大学法人による給与水準設定の考え方、その合理性及び妥当性の説明から適切な対応が執られているかという観点で検証を継続。【 <u>文</u> 】 ・令和8年に、デジタル・キャンパスの推進も含めた国立大学法人の業務の実績等について国立大学法人評価委員会による4年目終了時評価を実施。【 <u>文</u> 】
○国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す。以下同じ。）の施設については、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが共創できる拠	・「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、キャンパス全体の「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」への転換に向けた施設整備が段階的に進展。この共創活動が個々の整備された施設における取組に留まらないよう、キャンパス全体に広がる動きが必要。そのため、「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」の策定	・国立大学法人等が、キャンパス全体の共創拠点の実装化等を図るため、施設・キャンパス整備の企画段階を含め、ソフトとハードが一体となった取組への支援を実施。また、取組による効果・成果の可視化や情報発信の強化、大学等への伴走支援等を実施。 ・「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」の策定に向けて、令和7年4

点「イノベーション・コモンズ¹⁶⁴」の実現を目指す。こうした視点も盛り込んで国が国立大学法人等の全体の施設整備計画を策定し、継続的な支援を行うとともに、国立大学法人等が自ら行う戦略的な施設整備や施設マネジメント等も通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。【文】	に向けて「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、国立大学法人等の施設の目指すべき方向性を検討。	月の中間まとめを踏まえ、キャンパス全体の共創拠点の実装化等を推進。 【文】
○私立大学については、建学の精神及び私学の特色を生かした質の高い教育研究等に取り組むことができるよう、私学助成等について、国は一層のメリハリのある配分を行う。【文】	・私立大学等経常費補助金において、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進。また、令和6年度予算において、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を生かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。	・引き続き私立大学等経常費補助金において、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を生かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。【文】
○大学の投資対象としての価値向上や学内リソースの効果的な配分のため、大学が持つ研究シーズや人材などのリソースを可視化する大学IR（Institutional Research）システムの導入を、「大学支援フォーラムPEAKS」等の活動を通じて推進し、企業のニーズとのマッチングや戦略的な大学経営基盤の構築を進める。【科技、文】	・日本型大学成長モデルの具体化及びそれを支える大学経営人材の確保・育成に関わる実証事業を通じて構築した日本型大学成長モデルを、PEAKS全体会合等を通じて参画大学に共有し、水平展開を図った。	・実証事業を通じて構築したノウハウ集等を活用し、引き続き水平展開を図る。【科技、文、経】
○大学の研究力強化を図るため、2021年度から、文部科学省における組織・体制の見直し・強化を進め、第6期基本計画期間中を通じて、国公私立大学の研究人材、資金、環境等に係る施策を戦略的かつ総合的に推進する。【文】	・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の着実な推進とともに、令和7年2月には新たな政府予算案の反映や対象事業の追加、参考事例の修正を行うなど、同パッケージを更新。 ・「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」で25大学を採択（令和6年度時点）。 ・「共創の場形成支援プログラム」において、令和6年度に6拠点を採択するなど、支援を継続。 ・「学際領域展開ハブ形成プログラム」について、10件の取組を採択し、組織・分野の枠を超えた新たな学際研究領域のネットワーク形成を促進。 ・WPIにおいて、ノウハウの横展開や世界水準の待遇・研究環境等の実現により、世界の優秀な人材を惹きつける国際頭脳循環のハブ拠点形成を推進。	・引き続き「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を着実に推進することで、多様な大学が、成長の駆動力としてグローバル課題の解決や社会変革のけん引を促進。【科技】 ・「J-PEAKS」において、日本学術振興会と連携し、外部有識者の知見も活用しながら、採択大学に必要な助言・提案等を行い、強みや特色を伸ばす大学の戦略的経営を後押し。【文】 ・「共創の場形成支援プログラム」において、科学技術振興機構と連携し、未来を担う若手が各地域で中心となり、革新的・挑戦的な研究開発に取り組むことで、技術シーズの社会実装を推進する産学官共創の場の形成を促進。 【文】 ・令和7年度も新規採択を行い、新たな学際研究領域のネットワーク形成の取組を推進。（再掲）【文】 ・WPIにおいて、国際頭脳循環のハブとなる拠点形成の計画的・継続的な推進やブランド力の強化等により、国内外から若手研究者やトップレベル研究者等と呼び込むことができる魅力ある研究拠点と国際研究ネットワークを構築。（再掲）【文】

¹⁶⁴ イノベーション・コモンズとは、教育、研究、産学連携、地域連携など様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体など様々なプレーヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパスのこと。

	・令和6年度に大学研究力強化委員会を計3回開催し、「多様な研究大学群の形成」に向けて、大学の強みや特色を伸ばし、研究力や地域の中核としての機能を強化する上で必要な取組や支援策の議論を実施。 ・令和6年度は科学技術・学術審議会学術分科会及び科学技術・学術審議会大学研究力強化委員会において議論を行い、「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた学術分科会としての意見」を取りまとめ。	・引き続き大学研究力強化部会での議論を、我が国全体の大学の研究力の強化に活用。【文】 ・大学の研究力向上に向けて、大学の研究環境・マネジメント改革に係る取組の現状把握や成功事例の要因分析、取組の可視化を科学技術・学術審議会学術分科会や大学研究力強化部会等での議論も踏まえ進めるとともに、次期科学技術・イノベーション基本計画を見据え、大学の研究力強化のための取組への支援について検討。(再掲)【文】
--	---	---

⑤ 国立研究開発法人の機能・財政基盤の強化

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○国は、国立研究開発法人がその責務を果たし、研究開発成果の最大化に向けて、効果的かつ効率的に業務運営・マネジメントを行えるよう、各法人等の意見も踏まえつつ、運用事項の改善に努める。また、国立研究開発法人が、民間企業との共同研究の推進等、財政基盤の強化に取り組めるよう必要な取組を推進する。さらに、特定国立研究開発法人は、世界最高水準の研究開発成果を創出し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関としての役割を果たす。【<u>科技</u>、関係府省】	・「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」に基づき、柔軟な人事・給与の仕組みによる多様な人材の確保、各法人の連携・協力による研究マネジメント人材等の育成、研究成果の知的財産の適切な管理、健全な研究推進の前提となる研究セキュリティ・インテグリティの確保についてフォローアップを実施。特に特定国立研究開発法人については、次期中長期目標等において研究セキュリティ・インテグリティの取組確保について明記。 ・国研の研究開発能力や人材育成機能等の活用の重要性を踏まえ、国研の果たすべき役割に関して検討。 ・各法人の状況等を踏まえ、特例随意契約制度の対象法人を拡大。 ・国立研究開発法人イノベーション戦略会議を開催し、優秀で多様な人材の確保・育成、流動性の課題等についてのディスカッション等を実施。 ・民間資金獲得額に応じて、研究者グループヘインセンティブを配分する制度を運用。 ・国立環境研究所における環境データの基盤整備の検討を開始。生成AIを含めたAIの効果的な活用方法を検討。	・国研における柔軟な人事・給与による多様な人材の確保、各法人の連携・協力による研究マネジメント人材等の育成、知的財産の適切な管理、健全な研究推進の前提となる研究セキュリティ・インテグリティの取組について、関係府省・法人と連携して取り組む。【<u>科技</u>、関係府省】 ・国研が期待される役割を果たすことができるよう、第7期科学技術・イノベーション基本計画の策定を見据えて、機能強化に向けて検討。【<u>科技</u>、関係府省】 ・各法人の意見も踏まえつつ、対象法人の拡大等を継続して検討。【<u>科技</u>、関係府省】 ・国研が中核となるイノベーション・エコシステムの構築に向けた調査等を実施。【<u>科技</u>】 ・産総研において、民間資金獲得の推進に向けて、研究者グループへのインセンティブ配分制度を引き続き運用。【<u>経</u>】 ・引き続き国立環境研究所における、環境データの基盤整備に取り組む。【<u>環</u>】